

特許庁委託
ジェトロ海外工業所有権情報

フィリピンの工業所有権侵害事 例・判例集

2000 年 3 月

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域へ進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後同地域において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的所有権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的所有権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展等を受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的所有権の保護とそれにより生ずる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェットロでは、平成9年度より特許庁からの委託により、「**各国工業所有権情報収集等事業**」を実施しています。

本事業は、北京、上海、香港、ハノイ、マニラ、クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、バンコク、ソウルの 10 都市において、現地のジェットロ事務所が特許法律事務所と契約をし、工業所有権の模倣対策に資する情報を収集、同地域における工業所有権の侵害実態を把握、模倣対策の強化に努めようというものです。

また、本事業では、上記 10 カ所の現地法律事務所の弁護士による、工業所有権に関する無料相談や、現地進出日本企業を対象にしたセミナーの開催なども行っています。

ここに本事業において収集した情報を基に、「フィリピンの工業所有権侵害事例・判例集」を作成いたしましたのでお届けいたします。本事業及び本誌が皆様のお役に立てば幸いです。

2000年3月

日本貿易振興会 投資交流部

目 次

事例 1：不公正競争（タバコ製品）（刑事訴訟）	1
事例 2：著作権侵害（ソフトウェア）（刑事訴訟）	3
事例 3：不公正競争（衣類）	5
事例 4：不公正競争（衣類）	7
事例 5：商標侵害（液化石油ガス[“LPG”]シリンダー）	9
事例 6：著作権侵害(機械的複製権)[音楽作品]（民事訴訟）	11
事例 7：不公正競争；商標侵害(ビネガー製品)（民事訴訟）	13
事例 8：著作権と損害賠償の取消に対する不服申立て；著作権侵害と損害賠償に対する 反訴と第三者告訴（民事訴訟）	15
事例 9：名称変更の申し立て	18
事例 10：商標侵害（石油シリンダー）	20
事例 11：著作権侵害（上演権）[音楽作品]（民事訴訟）	22
事例 12：不公正競争（雑誌出版）（刑事訴訟）	24
事例 13：ビデオソフト政策委員会法違反〔ビデオ・コンパクト・ディスク；デジ タル・ビデオ・ディスク〕（刑事訴訟）	26
事例 14：著作権侵害（音声レコーディング）（刑事訴訟）	28
事例 15：著作権侵害（音声録音）（刑事訴訟）	30
事例 16：登録取消請求	32
事例 17：会社名の取消；使用禁止命令	35
事例 18：著作権侵害；不公正競争（ソフトウェア）（刑事訴訟）	37
事例 19：商標侵害（コンピュータ用品）	39

事例 20：不公正競争（スポーツ用品）	42
事例 21：予備的使用禁止命令と仮禁止命令をともなった損害賠償と永続的使用禁止命令（レストランの名称）（民事訴訟）	44
事例 22：著作権侵害（音楽）（刑事訴訟）	47
事例 23：商標侵害（LPG シリンダー）	49
事例 24：商標侵害（レストラン業）（民事訴訟）	51
事例 25：不公正競争；商標侵害（民事訴訟）	53
事例 26：商標侵害（カーステレオ）（刑事訴訟）	55
事例 27：不公正競争（酒類）（刑事訴訟）	57
事例 28：ビデオソフト規制委員会設置法違反（映画の録画）(刑事訴訟)	59
事例 29：著作権侵害；損害賠償（音楽作品）（民事訴訟）	61
事例 30：著作権侵害（ビデオテープ）（刑事訴訟）	63
事例 31：不公正競争（衣類）（搜索令状）	65
事例 32：不公正競争（電子製品）（搜索令状）	68
事例 33：不公正競争（電子製品）	70
事例 34：不公正競争（スポーツ用品）（搜索令状）	72
事例 35：不公正競争（スポーツ用品）	74
事例 36：差止命令および損害賠償／不公正競争および商号の不法使用	76
事例 37：不公正競争（スポーツ用品）	85
事例 38：著作権侵害／不公正競争（ソフトウェア）（刑事事件）	87
事例 39：著作権侵害（音楽）（刑事事件）	90
事例 40：著作権侵害（音楽）	92
事例 41：商標権侵害と不公正競争に関する行政事件（行政事件）	94

事例４２：商標権侵害と不公正競争の両方またはいずれか一方に関する行政訴訟（行政 事件）	96
事例４３：商標権侵害に基づく税関の押収・没収手続き	98
事例４４：著作権侵害に基づく税関の押収・没収手続き	101
事例４５：税関の押収・没収手続き	103
事例４６：税関の押収・没収手続き	105
事例４７：税関の押収・没収手続き	106
事例４８：税関の押収・没収手続き	107
事例４９：著作権侵害／暫定的差止命令書の発行を求める請求趣旨申し立てによる損害 賠償（民事事件）	109
事例５０：暫定的な作為的差止命令、72時間の一方的緊急差止命令および損害賠償を求 める請求趣旨申し立てによる差止命令の請願	111

事例1：不公正競争（タバコ製品）（刑事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第1支部、マニラ

本件の性質：不公正競争（タバコ製品）

本件の概要：

- 1999年4月16日、裁判所に起訴状が提出された。
- 1999年4月16日と1999年5月12日、被告人はその起訴状の無効を申請した。
- 1999年5月（判読不能）日、検察側は無効申請に関する意見書を提出した。
- 1999年8月11日、被告人は起訴の却下を申請した。
- 1999年9月6日、検察側は修正した起訴状を提出した。

当事者の間の関係：

告訴人T社は、「Tタバコ」という名称と商号で事業をおこなっている国内会社である。ここは、紙巻きタバコ「M」のフィリピンにおける独占的な製造/販売業者である。

被告人3名はいずれも中国人で、年齢は20-28歳である。

背景：

裁判所に提出された起訴状によると、1999年4月7日前後、被告人は「M」の商標の入った紙巻きタバコを製造し、その上、民間告訴人が一般に販売し、流通させ、販売のために供給している紙巻きタバコ「M」のパッケージをコピーしたという。

警察の調書と逮捕報告書によると、1999年4月7日、被告人は、警察の一斉取締の際に闇のバイヤーに届ける手筈になっていたと推定される偽造「M」の入っていると疑われるタバコの箱を荷下ろししているところを逮捕された。

この取締に加わった経済情報捜査局（“EEIB”）の捜査官の宣誓供述書によると、「密輸したニセのM」13箱と運搬に使ったバンが押収された。これらの物件は一時的にEEIB構内に保管された。他方、被告人たちは警察本部に留置された。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年4月16日、被告人は裁判所の司法管轄権を問題にして起訴状の無効を求める緊急申立てをおこなった。被告人側は、科される刑罰を考えれば、この犯罪の司法管轄権は、本来、地方予審裁判所ではなくて首都圏予審裁判所にあるはずだと主張した。地方予審裁判所は、1999年4月22日付の命令でこの申立てを退けた。その理由として、最高裁管理命令No. 104-96にもとづいて知的財産権侵害は地方予審裁判所で審理することになっていることをあげた。

1999年5月14日、被告人は、特に、自分たちの起訴のもとになっている法律

(改正刑法典第189条)がフィリピン知的財産法典である共和国法(“R.A.”) 8293セクション239によってその効力を取り消されていると主張して、再度、起訴状の無効を申し立てた。

検察側は、無効申立てに対する意見書の中で、起訴状に記載されている行為が原法規の無効を定めた法律のもとで犯罪を構成している場合、違反した法律条項の誤った引用は修正状によって訂正できるという規則をあげた。

裁判所は、1999年5月21日付の命令で被告人の申立てを退けた。裁判所は、検察側が起訴状の訴因をR.A. 8293セクション168にもとづく不公正競争に変更するのを認めた。修正状は1999年9月6日に裁判所に提出された。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

裁判所が1999年5月14日付の無効申立てを退けたのは適切である。原法規の無効を定めた法律が(無効にされた法規で処罰される行為と)同じ行為の処罰を定めているのであれば、その行為の遂行の訴追が可能である。ただし、有罪判決の場合には裁判所は被告人に比較的に有利な刑罰を適用することになる。

本件の場合、R.A. 8293は明白に改正刑法典第189条(不公正競争)の無効を規定している。しかし、原法規の無効を定めた法律であるR.A. 8293も、セクション168で同じ行為を規定してその処罰を定めている。したがって、不公正競争を構成する行為に対する訴追の継続が認められるべきである。新しい法律R.A. 8293にもとづく刑罰は改正刑法典にもとづく刑罰より軽いので、審理で被告人が有罪となった場合、裁判所はこの新しい法律の定めている刑罰を適用することになる。

R.A. 8293セクション168.3は、不公正競争を次のように規定している：

自分の商品を売っていて、それらに、その商品自体やそれらの入れ物の包装またはそれに記載した題銘や言葉、あるいは外観上の他の何らかの特徴の点でそれらに別の製造者やディーラーの商品の全般的な外観、すなわちその商品が実際の製造者やディーラー以外の製造者やディーラーの提供している商品であると購入者に信じるにいたらせる可能性の高い全般的な外観を与える人は [・・・]

したがって、検察側は、不公正競争で有罪判決を勝ち取るためには、被告人が自分の商品を民間告訴人の商品であると購入者に信じ込ませるために民間告訴人が一般に販売し、流通させ、販売のために供給している「M」という商標もった紙巻きタバコを製造し、民間告訴人の「M」のパッケージをコピーすることによって民間告訴人の知的財産権を被告人が侵害したということを証明できなければならない。

事例2：著作権侵害(ソフトウェア)(刑事訴訟)

裁判所：地方予審裁判所第1支部、マニラ

本件の性質：著作権侵害（経済権）-ソフトウェア

本件の概要：

- 1998年1月15日、裁判所は搜索令状No. 97-740を発行した。
- 1999年3月31日付の司法省（“DOJ”）知的財産侵害対策特別班（“TFAPP”）国家検察官決定I.S. 98-460は、B氏に対する起訴状を提出すべきであると勧告した。
- 1999年4月7日、被告人に対する起訴状が裁判所に提出された。
- 1999年4月15日、裁判所は逮捕令状を発行した。

当事者の間の関係：

本件の民間告訴人A社は、アメリカ合衆国の法律にもとづいて設立された法人であり、フィリピンにおける「A」と「A」という商標の登録所有者である。また、さまざまなソフトウェア・プログラムの著作権所有者でもある。

告発されたのはB氏とC氏で、兩人とも法定年齢に達している某国国籍者で、D社の所有者である。D社は、特に、コンピューター関連機器と付属品の販売と流通に従事しているようである。裁判所の記録からはD社に関してこれ以上の情報は入手できなかった。

背景：

DOJ決定は、1997年11月28日にA社の代理人がC社からA社のソフトウェア・プログラムの不当な複製やコピーの入った3枚のCD-ROMを購入したと述べている。これらのCD-ROMには、ディスクに入っているすべてのソフトウェアについて、ライセンス同意文書、真正証明書、ユーザーズ・マニュアルが添付されていなかった。この試験購入の結果に危機感を抱いたA社は、国家捜査局（“NBI”）に支援を求めた。

DOJ決定によると、1998年1月9日、NBI捜査官がD社の構内を調査した。捜査官は、D社が依然として不法に複製したA社ソフトウェアの入っているCD-ROMの販売と流通に従事しているのを認めた。請求にもとづいて、裁判所は1998年1月15日に搜索令状を発行した。この搜索令状をもとにNBI捜査官はD社の構内で搜索/押収活動をおこなった。NBI捜査官は不法なA社のソフトウェア・プログラムの入ったさまざまなタイトルのCD-ROM37枚と、不法なA社のソフトウェア・プログラムの入ったさまざまなタイトルのCD4枚を押収できた。

本件の進展/当事者が講じた措置：

NBI報告書でD社の所有者であり経営者であると特定されたB氏とC氏に対し

て召喚令状が発行された。

反対宣誓供述書の中で、B氏とC氏は、自分たちがD社の所有者であるということを否定した。しかし、C氏がD社の所有者であるというNBIの断定は次の事実によって正式に確認された：搜索令状は彼女宛に送達された；実際の搜索は彼女の立ち会いのもとでおこなわれた；彼女が押収物件目録に署名した。

B氏については、告発状に彼の名前を記載する相当な理由を裏付ける証拠が不十分であった。したがって、B氏に対する告発は却下された。

1999年4月15日、C氏に対して逮捕令状が発行された。被告人はいまだに捕まっていない。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

アメリカ合衆国の会社であるA社は、フィリピンでは事業をおこなっていないが、自社の知的財産権を守るためにフィリピンの裁判所で訴訟を提起している。締約国の知的財産権を保護している工業所有権に関するパリ条約にもとづいて、この訴訟提起が認められている。アメリカ合衆国とフィリピンは共にこの条約の締約国である。したがって、アメリカ合衆国や他の締約国を本拠とする者は、自分の知的財産権を守るためにフィリピンの裁判所で訴訟を起こすことができる。逆に、相互主義にもとづいて、フィリピンを本拠とする者の知的財産権も他の締約国の裁判所で認められる。

事例3：不公正競争(衣類)

裁判所：地方予審裁判所第167支部、パシグ市

本件の性質： 不公正競争（衣類）

本件の概要：

- 1999年4月6日、裁判所に対して搜索令状の請求があった。
- 1999年4月7日、裁判所は搜索令状を発行した。
- 1999年4月19日、搜索報告書が提出された。

当事者の間の関係：

A社はスイスのローザンヌを本拠とする会社である。ここは「A'」、「A''」、「A'''」という商標と著作権の所有者である。B社はフィリピンのマニラ首都圏San Juanのショッピングセンターに入っている店である。被告C氏はこの店の経営者/入居者であると想定されている。裁判所の記録からは被告に関してこれ以上の情報は入手できなかった。

背景：

被告が「A'」、「A''」、「A'''」という商標の偽物を付けた衣類製品の流通と販売に従事しているというNBIに寄せられた情報をもとに、1999年4月6日、裁判所に搜索令状の請求があった。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年4月7日、搜索令状が発行された。NBIは、令状にもとづいて「A'」、「A''」、「A'''」の偽物および同様な紛らわしいマークを付けた衣類製品を押収する権限を与えられた。

1999年4月19日、搜索報告書が提出された。裁判所の記録類の中には押収された物件の目録のコピーが見当たらなかった。搜索報告書には、押収した品物は賃料と保管料を民間告訴人が負担して民間の保税倉庫に預けてほしいという嘆願書が含まれていた。

本件の結果：

DOJは、搜索報告書、民間告訴人と被告（単/複）が提出した宣誓供述書、記録にあるその他の証拠を検討したあと、決定書を作成し、裁判所への起訴状提出の妥当性に関する勧告をおこなうことになる。DOJの決定にもとづいて、国家検察官は必要な起訴状を裁判所に提出し、正式に刑事裁判手続を開始する。

所見：

入手できた記録からすると、搜索令状の発行、送達、執行、報告には明白な

逸脱はなかった。

事例4：不公正競争（衣類）

裁判所：地方予審裁判所第167支部、パシグ市

本件の性質：不公正競争（衣類）

本件の概要：

- 1999年4月7日、裁判所は搜索令状を発行した。
- 1999年4月19日、搜索報告書が提出された。

当事者の間の関係：

前述のA社は、本件で侵害されたとしている知的財産権の所有者でもある。

被告（単/複）のB社もしくはC社もしくはD社はフィリピンのマニラ首都圏サンホアンにある店（単/複）と思われる。被告のE氏もしくはF氏は、その店（単/複）の入居者または経営者であると思われる。裁判所の記録からはこれ以上の情報は入手できなかった。

背景：

被告が「A'」、「A''」、「A'''」という商標の偽物を付けた衣類製品の流通と販売に従事しているというNBIに寄せられた情報をもとに、1999年4月6日、裁判所に搜索令状の請求があった。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年4月7日、搜索令状が発行された。NBIは、令状にもとづいて「A'」、「A''」、「A'''」の偽物ならびに同様な紛らわしいマークを付けた衣類製品、および「A'」、「A''」、「A'''」の商標の付いたタグ、ラベル、プラスチック包装材料、広告、引用文、その他の付属品などのさまざまな物件を押収する権限を与えられた。

1999年4月19日、搜索報告書が提出された。裁判所の記録類の中には押収された物件の目録のコピーが見当たらなかった。搜索報告書には、押収した品物は賃料と保管料を民間告訴人が負担して民間の保税倉庫に預けてほしいという嘆願書が含まれていた。

本件の結果：

DOJは、搜索報告書、民間告訴人と被告（単/複）が提出した宣誓供述書、記録にあるその他の証拠を検討したあと、決定書を作成し、裁判所への起訴状提出の妥当性に関する勧告をおこなうことになる。DOJの決定にもとづいて、国家検察官は必要な起訴状を裁判所に提出し、正式に刑事裁判手続を開始する。

所見：

入手できた記録からすると、搜索令状の発行、送達、執行、報告には明白な逸脱はなかった。

事例5：商標侵害（液化石油ガス[“LPG”]シリンダー）

裁判所：地方予審裁判所第167支部、パシグ市

本件の性質：商標侵害（液化石油ガス [“LPG”] シリンダー）

本件の概要：

- 1999年4月5日、裁判所に搜索令状の請求があった。搜索令状の発行を認めた裁判所の命令書のコピーは、入手した裁判所の記録には含まれていなかった。
- 1999年4月6日、裁判所は搜索令状を発行した。
- 1999年4月19日、搜索報告書が提出された。

当事者の間の関係：

A社が本件の民間告訴人である。しかし、告訴人宣誓供述書は入手した裁判所の記録に見当たらなかった。裁判所の記録からは民間告訴人に関してこれ以上の情報は入手できなかった。

被告のB氏とC氏は、「D」という名称で事業をおこなっている人物である。入手した裁判所の記録からは被告に関してこれ以上の情報は得られなかった。

背景：

被告が、A社の権利を侵害して、A社が製造し、A社が正当に登録して所有し、使用している商標と題銘の付いた鋼鉄のシリンダーを使ったLPGシリンダーを販売し、流通させているという情報にもとづいて、1999年4月5日、裁判所に搜索令状の請求があった。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年4月15日付の搜索報告書によると、裁判所は1999年4月6日に搜索令状No. 514を発効した。

1999年4月19日に裁判所に搜索報告書が提出された。入手した裁判所の記録類の中には押収された物件の目録のコピーが見当たらなかった。搜索報告書には、押収した品物の危険性を考えて、押収した品物は裁判所による品物の最終処分が決まるまで一時的に民間被告人のA社に預けてほしいという嘆願書が含まれていた。

本件の結果：

DOJは、搜索報告書、民間告訴人と被告（単/複）が提出した宣誓供述書、記録にあるその他の証拠を検討したあと、決定書を作成し、裁判所への起訴状提出の妥当性に関する勧告をおこなうことになる。DOJの決定にもとづいて、国家検察官は必要な起訴状を裁判所に提出し、正式に刑事裁判手続を開始する。

所見：

入手できた記録からすると、搜索令状の発行、送達、執行、報告には明白な逸脱はなかった。

事例6：著作権侵害(機械的複製権)[音楽作品]（民事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第90支部、ケソン市

本件の性質： 著作権侵害（機械的複製権）[音楽作品]

本件の概要：

- 1999年5月26日、原告が告訴状を提出した。
- 1999年8月2日、被告は却下を求める申立てをおこなった。
- 1999年8月〔判読不能〕日、原告は意見書を提出し、却下請求申立てに対する反対申立てをおこなった。

当事者の間の関係：

原告FILSCAPは、フィリピンの法律にもとづいて設立された非株式/非営利法人である。その主要目的は、フィリピン人会員の公演権、機械的複製権、同期権、出版権の共同管理である。また、フィリピンにおける外国の音楽作品の管理者としても認められている。原告は、「B」として知られるレコーディング会社を所有し経営している国内会社である被告B社を告訴している。

背景：

告訴状の事実の主張によると、1998年12月にソングライターD氏からFILSCAPに連絡があった。D氏は、自分の作曲した曲が被告のレコーディング会社によって別の曲名でレコード化され、商業的な流通網に乗せられているとして、FILSCAPに自分の著作権主張への支援を要請した。これに関連して、D氏は1999年1月1日付けでその曲の機械的複製権をFILSCAPに譲渡した。告訴状によると、FILSCAPは被告に対してライセンス料の支払を求める要求書を何度か送付したが無視されたという。

原告は、総額16万7,777.78ペソの未払いのライセンス料とその他の手数料、50万ペソの懲罰的損害賠償、総額5万ペソの弁護士料と訴訟費用、およびFILSCAP側弁護士の出廷1回について1,000ペソの支払を求めた。

本件の進展/当事者が講じた措置：

被告は次の点をあげて被告の訴えを却下するように申し立てた：(a) 司法管轄権の問題・ライセンス料の条件に関する紛争の本来の司法管轄権は知的財産権局（“IPO”）長官にあるのだから被告は間違った裁定の場に訴えたことになる；(b) 真の利害関係者である作曲家のD氏が訴訟から除外されている。B社は、自社が犯したとされている侵害行為は作曲家が自分の音楽作品をFILSCAPに譲渡する前におこなわれたものであり、したがって訴訟当事者は当の作曲家であるとの論理を展開した。そして、原告の訴えは却下されるべきであると申し立てた。

FILSCAPは、この申立てに対する意見書の中で、司法管轄権は地方予審裁判

所に正当に付与されており、真の利害関係者に関する問題は性質上証拠にもとづくものなのだから、厳格な意味での裁判所で決定されるべきものであると主張した。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

著作権法のもとで著作権所有者に付与されている一群の権利には、作品を複製する権利が含まれている。この複製権には、個人用に一般に流通させるためのCD、カセット、レコード、他の同様な仕組みなど、何らかのオーディオ機械的なフォーマットへの作品のレコーディングが関係する機械的複製権が含まれている。

フィリピンの法律では、アーティストに代わって著作権を行使する団体の指定が認められている。FILSCAPはこれまで、会員に帰属する音楽の無許可使用についてその不正を正す際に成果を収めてきた。ここは、フィリピンの作曲家、著述家、出版者のためのこの種のものとしては唯一の団体である。設立されてから34年になり、会員のための印税徴収では十分な実績をもっている。

現時点では、被告はまだ抗弁書を提出していないので、被告がおこなうと思われる抗弁の内容に関する情報はない。しかし、FILSCAPの実績からいって、この訴訟が成功するか、当事者の満足のいく和解が成立する可能性が高い。

被告B社が提出した訴え却下の申立てにあった司法管轄権の問題については、ライセンスの条件に関するIPO長官の司法管轄権は、作者の作品の公演や他の一般への伝達に対してだけしか関係していないといってよい。しかし、本件は、著作権所有者の機械的複製権に関するものである。すなわち公演や他の伝達の権利に関するものではない。したがって、司法管轄権は本来的に正規の裁判所にある。

被告はまた、原告が真の利害関係者でなく、したがって訴えは却下されるべきであると主張している。実は、真の利害関係者を含めるのを怠ることは、「提訴の理由の欠如」を根拠にした訴え却下の理由になり得る。しかし、入手できる裁判所の記録の中にはFILSCAPとD氏が交わした譲渡契約書のコピーが含まれていない。本件を詳細に検討するためには、譲渡契約書を調べる必要があると思われる。

事例7：不公正競争；商標侵害(ビネガー製品) (民事訴訟)

裁判所：地方予審裁判所題167支部、パシグ市

本件の性質：不公正競争；商標侵害（ビネガー製品）

本件の概要：

- 1999年5月21日、原告が告訴状を提出した。
- 1999年6月17日、被告は抗弁書を提出すると共に反訴した。
- 1999年6月24日、原告は反訴に対する抗弁書を提出した。

当事者の間の関係：

告訴状の事実の主張によると、原告のA社はフィリピンの法律にもとづいて設立され、現に活動している会社である。その事業にはビネガー製品「A」の製造と販売が含まれている。被告のB氏はフィリピン国民で、「B」の名称と商標で事業をおこなっている。

背景：

告訴状によると、1976年4月23日、当時のフィリピン特許庁はXに対してビネガーに使用する「A」という商標の登録証明書を発行した。その後、この商標の権利および営業権は原告に譲渡された。

告訴状によると、継続的で集中的な広告キャンペーン、品質管理、マーケティング戦略のおかげで、フィリピン全国の一般消費者は、「A」といえばあのビネガーだ、と特定するまでになった。また、そのラベルについて国立図書館に著作権登録もおこなった。

原告は、被告がビネガー製品に使用しているラベルは、原告の登録商標および著作権を設定したラベルとほとんど同一であるとはいえないまでも、被告のビネガー製品の供給源ないし出所が原告であるという混同を生じさせたほど原告のものと類似していると主張している。

したがって、原告は裁判所に対して次の訴訟上の救済を求めている：

- (1) 使用禁止命令の発行
- (2) 原告の著作権を設定したラベルとそれに由来する定評の価値について、最低 50 万ペソの現実に即した損害賠償
- (3) 最低 20 万ペソの逸失利益
- (4) 最低 20 万ペソの懲罰的損害賠償
- (5) 5 万ペソの弁護士料と 1 回当たり 2,000 ペソの出廷手当、および訴訟費用
- (6) 被告のすべてのビネガー製品を破棄するための配送費用

本件の進展/当事者が講じた措置：

被告は、提出した答弁書の中で、原告の申立ては事実無根であると主張して

いる。彼は、自分にも赤、黄、緑、白を組み合わせる権利があるのだから、自分のラベルに採用した色の組み合わせは侵害にあたらないと指摘し、両方の製品には区別立てのつく顕著な違いがあるので、これらの色の使用は被告のビネガー製品が原告から出たものであると購入者を信じさせるにいたることはないと主張している。

反訴では、被告は、原告の事実無根の告訴によって「評判に泥を塗られ」、「感情を傷つけられた」のだから50万ペソの道義的損害賠償を受ける資格があると申し立てている。

また、20万ペソの懲罰的損害賠償と10万ペソの弁護士料を要求している。被告は、理由がないとして原告の使用禁止命令請求に反対している。

原告は、反訴に対する抗弁書で、告訴には十分な根拠があったと繰り返して、反訴の却下を求めている。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

商標侵害があると裁判所が判断するためには、原告は、被告が原告の同意なしに、被告の製品が原告の製品であると一般の人たちに思い違いをさせる可能性の高い、原告の商標の複製やもっともらしい模倣を使用したと示すことができない。他方、被告に不公正競争について法律上の責任があるという裁定を裁判所から引き出すためには、原告は、被告が、定評のある業者の製品の代わりに自分が製造したり売買したりしている製品をつかませるために欺瞞的な手段を使ったということを示さなければならない。

ラベルは、著作権を支配していた古い法律P.D. 49では著作権設定の対象になっていたが、新しい法律R.A. 8293の対象にはなっていない。侵害者による悪用のもとになってきた商標の入ったラベルの著作権設定は、もはや認められないと推断できる。にも関わらず、ラベルに入っている商標のための商標保護は依然として存在する。本件では、「A」というラベルは国立図書館に登録されている。しかし、原告は著作権侵害で訴えたわけではない。ラベルはもはや著作権設定の対象ではないという前提に立てば、商標侵害での訴訟は適切であったといえる。

事例 8：著作権と損害賠償の取消に対する不服申立て；著作権侵害と損害賠償に対する反訴と第三者告訴（民事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第56支部、マカティ市

本件の性質：著作権と損害賠償の取消に対する不服申立て；著作権侵害と損害賠償に対する反訴と第三者告訴

本件の概要：

- 1999年5月25日、告訴状が提出された。告訴状は仮差止命令と一時使用禁止命令の発行も求めている。
- 1999年6月3日、被告のB社は仮差止命令と一時使用禁止命令の発行要請書に対する反対意見書を提出した。同じ反対意見書の中で、被告は原告に対する仮差止命令と一時使用禁止命令の発行を求めた。
- 1999年6月21日、被告のB社は、抗弁書と共に反訴状と第三者告訴状（第三者告訴状提出請願書付き）を提出した。
- 1999年7月30日、原告は答弁書と反対意見書（第三者告訴状提出請願に対する）を提出した。
- 1999年8月23日、被告のB社は、再答弁書と意見書（第三者告訴状提出請願への反対意見書に対する）を提出した。

当事者の間の関係：

原告のA社は、貸し出しするイルミネーション広告ディスプレイ装置を提供する事業をおこなっている国内会社である。被告のB社も、貸し出しするイルミネーション広告ディスプレイ装置を提供する事業をおこなっている国内会社である。被告のB社は、フィリピン国立図書館が1981年1月20日に発効した著作権登録証明書No. PD R 2568に記載されている「広告ディスプレイ装置」の登録所有者である。被告の国立図書館館長は、著作権作品の保管に責任のある政府職員で、名目上の当事者として告訴されている。

第三者原告のB社が提出したが第三者告訴状の第三者被告であるC氏、D氏、E氏、F氏、G氏は、A社の役員である。

背景：

被告のB社は1999年2月26日付の原告宛の書簡の中で、原告のディスプレイ装置はB社の著作権所有権を侵害していると指摘し、特に、原告のディスプレイ装置の撤去と200万ペソの補償的損害賠償の支払いを要求した。

原告は、B社の主張を認めるのを拒否し、仮に広告ディスプレイ装置が著作権設定可能であるのなら、そのような器具の使用は「公平な使用」原則にもとづいて認められていると主張した。さらに、原告は、B社の書簡から判断すると、B社が、「取引の制限から解放されたフィリピン国民の間の起業活動を奨励する1987年の憲法の基盤となっている自由経済主義と無干渉方針に逆らって」広

告ディスプレイ装置の事業を独占しようとしている、と主張している。

原告は、告訴状の中で、「広告ディスプレイ装置」は独創性の欠如という理由で著作権の本来の対象ではない可能性があるとして反駁している。あるいはまた、たとえ著作権の対象であったとしても、知的財産権法典の「公平な使用」という趣旨からいって、原告が独自のイルミネーション・ディスプレイ装置の提供に従事するのが認められるはずであると反駁している。そこで、原告は裁判所に対して次の法的救済を求めている：

- B社は、A社が独自の広告ディスプレイ装置を提供するのをやめるように要求し、提供するものは著作権侵害であると主張する「独占主義的で反競争的な行為」を禁じられるべきである。
- A社は、広告ディスプレイ装置を提供し、貸し出す事業の継続を認められるべきである。
- 著作権登録証明書No. PDR 2568が取り消されるべきである。
- B社には、名目的損害賠償20万ペソ、弁護士料20万ペソ、裁判費用の支払を命じるべきである。
- 原告はまた、仮差止命令と一時使用禁止命令の発行を申請した。

本件の進展/当事者が講じた措置：

被告のB社は、自社の行為が独占主義的であるということを否定し、原告の行為は著作権を侵害していると反論した。被告は、抗弁書と反訴状で裁判所に対して次のことを求めている：

- 被告が著作権侵害であると指摘している行為を原告が継続するのを禁じる。
- 売上を証拠立てる売上仕切り状や他の書類、著作権を侵害しているすべての物品とパッケージ、それらを作るための器具の引渡を原告に求める命令。
- すべての侵害コピー題銘、および侵害コピーを作る版、型板、その他の手段を補償なしで破棄する命令。
- A社には、補償的損害賠償200万ペソ、懲罰的損害賠償50万ペソ、弁護士料10万ペソ、裁判費用の支払いを命じるべきである。

B社の第三者告訴は、申立てのあった著作権侵害についてA社の役員を訴えたものである。B社は、次の損害賠償を求めている：

- 補償的損害賠償50万ペソ
- 懲罰的損害賠償50万ペソ
- 弁護士料10万ペソ
- 裁判費用

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

この争いの対象になっている広告ディスプレイ装置は、告訴状には「裏側から照らしたり明るくしたりして高倍率で拡大するカラースライドを利用した」

「イルミネーション・ディスプレイ装置」と記載されている。

この広告ディスプレイ装置について求められている著作権保護は、不適当だと思われる。R.A. 8293セクション175では、すべての「アイデア、手順、システム、操作方法、概念、原則、発見」には著作権保護が適用されない。保護を求められているのは、厳密に言えば広告ディスプレイ装置のもとになっている概念、方法、アイデアである。著作権を保護できるのはアイデアそのものではなくてアイデアの発現である。

広告ディスプレイ装置は、その性質を考えると、R.A. 8293で規定されている「実用モデル」の方で一層適切に保護されていたであろう。しかし、実用モデルとして登録されるためには、当の器具は「新しく」「産業で利用できる」ものでなければならない。新しさという要件を満たすためには、「発明」を主張する申請書の提出日または先取日の前に世界のいずこにおいてもその器具が一般に供されていなかったの でなければならない。告訴状によると、当のディスプレイ装置は「裏側から照明をあてる看板というアイデアはかなり早くからあったものの、1970年代の終わり頃から1980年代初めにかけてアメリカで開発されたといわれている」概念をもとにしているという。告訴状にはまた、カラースライドを利用するという概念は「アメリカの1つか2つの映画会社によって利用されており、当の広告媒体は、B社が同じものをフィリピンに導入する何年も前にフィリピン以外の地域に存在していた」と記載されている。この主張が立証されれば、広告ディスプレイ装置は実用モデルとしての保護の対象にもならなくなる。

事例9：名称変更の申し立て

裁定当局：証券取引委員会（“SEC”）

本件の性質：名称変更の申し立て

本件の概要：

- 1998年4月15日、SECに名称変更の申し立てがなされた。
- 1998年10月30日、当事者はSECに名称変更保証の承認と裁定手続の中断を求める共同申し立てをおこなった。
- 1998年8月12日、SECは予備的な協議の場を設定する予備的協議通知書を発行した。
- 1998年8月19日、SECに、実際の意義が失われ、非現実的になったという理由で本件の却下を求める共同一括申し立てがあった。

当事者の間の関係：

原告のC社はアメリカ合衆国デラウェア州の法律にもとづいて設立された会社で、情報技術事業に従事している。被告のC'社は国内会社で、電子装置やコンピューターおよびそれらのパーツやアクセサリーなどの雑貨類の直接輸入と国内販売の事業に従事している。

背景：

原告の申し立てによると、C社の製品は、C社の認定販売パートナーのネットワークを通してフィリピンを含む100以上の国で販売され、サポートされている。「C」は現に原告の登録商標であったり、さまざまな国で原告のために登録中であったりする。原告はまたフィリピンにおける「C」商標の登録所有者である。原告は、広範なマーケティング活動と販売活動の結果として、「C」という名称は世界中で確固とした評判と認知を得てきたと主張している。

原告は、被告が1985年3月20日に原告の同意なしにC社とほぼ同一の名称であるというC'社という名称の会社をSECに登録した。「C'」という名称が使われたことを知った原告は、1998年1月13日、被告に対して「C'」というマークと名称の使用停止を求める正式な要求書を送付した。

原告は、被告の会社名と原告の会社名とのまぎらわしい類似性は、両社の同一性について一般の人たちの受け止め方に混同を生じさせる可能性が高く、原告にとって取り返しのつかない損害をもたらす不公正競争につながることにになると主張している。

本件の進展/当事者が講じた措置：

被告は、1999年6月24日にSECに提出した抗弁書で、原告の主張に関して一切知識と情報をもっていなかったと主張し、さらに、1992年の時点で事業活動を停止していたと述べた。当事者が予備的協議要望書を提出し、SECが1998年8月12日に予備的協議を設定した。予備的協議命令書は入手できた記

録には見当たらなかった。

1998年10月30日、当事者は、当事者間の和解合意の執行を理由に名称変更保証の承認と裁定手続の中断を求める共同申立てをおこなった。被告は、和解の条件にしたがって社名を「C'社」から「C社」の名称とまったく類似性のない「J社」に変更した。この進展の結果として、1999年8月19日、当事者はSECに対して実際の意義が失われ、非現実的になったという理由で本件の却下を求める共同一括申立てをおこなった。

本件の結果：

SECは、原告の申立ての却下を求める一括申立てについてまだ裁定を下していない。

所見：

フィリピンの法人法典セクション18は次のように規定している：

予定されている法人名が、人を惑わせるほど、あるいは混同させるほど、既存の法人またはすでに法律で保護されている何らかの他の名称に類似している場合、あるいは明らかに欺瞞的であったり、混同を生じさせたり、現行の法律と相容れなかったりする場合、そのような法人名がSECによって認められることはない。法人名の変更が認められたら、SECは修正した名称を記載した修正法人設立証明書を発行するものとする。

この規定によって、法人設立者は、別の人、会社、団体が設立する法人と人を惑わせるほど、あるいは混同させるほど類似している名称の使用の先取権を獲得していた場合には、SECに会社を登録する際に、その法人名の変更を保証する書面を提出しなければならない。

原告と被告の名称の類似性を考えれば、SECが、被告の名称変更を求める原告の申立てを認めていたであろうという可能性が高い。したがって、実際の意義が失われ、非現実的になったという理由で原告の申立ての却下を求める共同一括申立てをSECが認める可能性が高い。

事例10：商標侵害（石油シリンダー）

裁判所：地方予審裁判所第1支部、マニラ

本件の性質：商標侵害（R.A. 8293セクション170との関係におけるセクション155.1）-石油シリンダー

本件の概要：

- 1999年5月18日、裁判所に対して搜索令状の請求がなされた。
- 1999年5月18日、裁判所は搜索令状No. 99-1220を発行した。
- 1999年5月28日、裁判所に搜索報告書が提出された。

当事者の間の関係：

民間告訴人はA社である。裁判所の記録からは民間告訴人に関してこれ以上の情報は記載されていなかった。

B社はCarmen, Cagayan de Oroにある店で、ここはLPGシリンダーの販売と流通をおこなっているが、本件の被告人（単/複）はその店の所有者/入居者である。

搜索令状請求書によると、被告（単/複）が販売しているシリンダーは民間告訴人が製造し、民間告訴人の登録商標と題銘がついている。

背景：

法律家補助調査会社の調査員は、1999年5月18日付の宣誓供述書で、その調査会社がA社に雇われていると述べた。彼は、1999年3月の第1週のある時点に、A社のブランド保護課コーディネーターから、B社の名称で事業をおこなっているB氏の所有するある店が、本物のA社 LPGシリンダーをそっくり模倣したニセの不法に再充填したA社 LPGシリンダーの製造、流通、販売を行っているという噂の真偽を確かめるように要請された。

1999年4月23日、調査員はNBI捜査官を同行して当の店におもむいた。彼は、そこに商売になるほどの量のニセのA社 LPGシリンダーの山積みされていたと報告している。

サンプルとして買い求めたシリンダー1本が検査のためにA社の代理人に持ち込まれた。A社の代理人は、そのシリンダーが偽物であること、被告人がA社 LPG製品を流通させたり販売したり取り扱ったりするのを認められていないということを確認した。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年5月18日、NBIが裁判所に対して搜索令状を請求し、裁判所は即日それを発行した。1999年5月28日、裁判所に、搜索令状が正当に執行され、搜索が穏やかな秩序だった仕方でおこなわれたと記載された搜索報告書が提出さ

れた。当方に提供された記録類には押収物件目録のコピーが含まれていなかった。

裁判所に対する報告書には、押収した物件は、その危険性を考えて裁判所が処分方法を決定するまで、保管のために民間告訴人の物理的保護下に置くと記載されていた。

本件の結果：

DOJは、搜索報告書、民間告訴人と被告人の提出した宣誓供述書、記録されているその他の証拠を検討したあと、決定書を作成し、その中で裁判所に対する起訴状提出の妥当性に関する勧告をおこなうことになっている。国家検察官はこのDOJ決定にもとづいて必要な起訴状を裁判所に提出し、刑事裁判手続を正式に開始する予定である。

所見：

本件では、マニラ地方予審裁判所が自身の管轄区域外のCagayan de Oro市にある店に対する搜索令状を発行した。以前に、このような搜索令状の妥当性が最高裁で問題になったことがある。Malaloan 対 上訴裁判所 (232SCRA249[1994])の裁判の中で、最高裁は次の原則を打ち立てた：

- 1 刑事訴訟が適切な裁判所に提訴される前の場合、当の刑事犯罪の場所を管轄区域にしていない裁判所は搜索令状請求を正当に受理することが可能であり、そのあと、その犯罪遂行との関連で搜索令状を発行できる。
- 2 刑事訴訟が提訴されたあとの場合、提訴された裁判所にその裁判に関係する搜索令状を発行する一次管轄権がある；しかし、異常でやむを得ない状況のときは、その裁判との関係で別の裁判所が搜索令状を発行できる。

本件の場合、被告人に対する刑事訴訟がまだ提起されていなかったもので、Malaloanの1番目の原則が適用される。したがって、マニラ予審裁判所による搜索令状発行は適切だったことになる。

事例 11：著作権侵害（上演権）[音楽作品]（民事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第90支部、ケソン市

本件の性質：著作権侵害（上演権）[音楽作品]

本件の概要：

- 1999年6月30日、原告が裁判所に告訴状を提出した。

当事者の間の関係：

原告のFILSCAPは、フィリピンの法律にもとづいて設立された非株式/非営利法人である。その主要目的は、フィリピン人会員の公演権、機械的複製権、同期権、出版権の共同管理である。また、フィリピンにおける外国の音楽作品の管理者としても認められている。被告のB社はフィリピンの法律にもとづいて設立された国内会社で、「B」というクラブ-レストランの所有者であり、経営者である。

背景：

FILSCAPは、告訴状で、必要な公演ライセンスをとるように事前に書面で要求したにも関わらず、B社はそれをとらずにFILSCAPが管理するレパートリーに属する音楽を上演していると申し立てている。FILSCAPは裁判所に対して、被告が原告から必要なライセンスをとらずに店で原告の音楽レパートリーを流すのを禁じるように求めている。さらに、原告は、被告が1994-1998年分の未払ライセンス料計5万ペソ、懲罰的損害賠償50万ペソ、弁護士料、訴訟費用を支払うように求めている。

本件の進展/当事者が講じた措置：

入手できた裁判所の記録によると、被告からはまだ抗弁書が提出されていない。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

フィリピンの知的財産権法典である共和国法（“R.A.”）8293では、音楽作品の作曲者が自分の作曲した曲の公演権を所有している。フィリピンの著作権法で規定されているように、「公演」には次のものが含まれる：

通常範囲内の家族や家族の親密な知己以外の人たちが同じ時間に同じ場所に、あるいは異なる時間に異なる場所にいるか、あるいはいる可能性があるかどうかに関わらず、そうした場所で、またセクション171.3のいう伝達を必要とせずに演奏を知覚できる場所で、作品の朗誦、演奏、

ダンス、演技、その他の上演を、直接、または何らかの装置やプロセスを使って知覚できるようにする[・また録音された音声の場合にはその音声を聴けるようにすること

公演権は作曲家が書面で契約を交わして譲渡できる。本件の場合、作曲家は自分の曲の公演権を作曲家/著述家/出版者の団体であるA協会に譲渡している。フィリピンの著作権法では、アーティストに代わって著作権を行使する団体の指定が認められている。

FILSCAPはこれまで、会員に帰属する音楽の無許可使用についてその不正をただす際に成果を収めてきた。ここは、フィリピンの作曲家、著述家、出版者のためのこの種のものとしては唯一の団体である。設立されてから34年になり、会員のための印税徴収では十分な実績をもっている。

現時点では、被告はまだ告訴状にある申立てについて抗弁していないので、被告が行うと思われる抗弁の内容に関する情報はない。しかし、FILSCAPの実績からいってこの訴訟が成功するか、当事者の満足のいく和解が成立する可能性が高い。

事例12：不公正競争（雑誌出版）（刑事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第214支部、Mandaluyong市

本件の性質：不公正競争（雑誌出版）

本件の概要：

- 1999年5月27日付で、被告人の訴追を勧告する司法省（“DOJ”）決定I. S. No. 99-24773-Cが出された。
- 1999年6月2日、裁判所に起訴状が提出された。
- 1999年6月16日、被告人は逮捕状の発行の延期を求める一方的緊急申立てを行った。

当事者の間の関係：

A社（“A”）とB社（“B”）はフィリピンの法律にもとづいて設立され、現に活動している会社で、新聞、ジャーナル、雑誌などの印刷と出版の事業に従事している。1986年から1998年6月まで、両社は“B-Song Magazines”の出版と販売の事業に従事してきた。1998年からは、B社が“B-Song Magazines”の独占出版権を保有している。

被告人は法定年齢に達しているフィリピン国民で、以前はA社に雇用されていた。

背景：

1999年5月17日付のDOJ決定の事実の主張によると、1999年2月の最終週の前後とそれ以降、被告人は“Hot-B”という音楽雑誌の第1号を制作して一般に販売した。被告人は、表紙、体裁、フォーマット、そして特に“hot”という説明的な言葉を加えたものの“B”という言葉の点で、自分の雑誌に“B-Song Magazines”の全体的な外見を与えたといわれている。B社は被告人に停止通告書を送付したが、それにも関わらず、被告人は1999年3月に“Hot-B”の第2号を発行した。

DOJの検察官は、不公正競争の起訴状提出を勧告する中で、被告人の雑誌の全体的な外見は告訴人の雑誌と実質的に同一であり、その類似性は、ふつうに注意力を働かせているふつうの購入者を誤らせて両方の雑誌が1つの同じものであると信じるに至らせる可能性が高いと思われると決めつけた。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年6月2日、改正刑法典第189条違反およびR.A. 8293セクション168.3 (a) 違反のかどで被告人を訴追する起訴状が裁判所に提出された。

被告人は、逮捕状の発行の延期を求める一方的緊急申立ての中で、DOJ決定の再考を求める申立てに対する判断が下されていないと主張した。そして、

裁判所に対して、この再考請求申立てに関する最終決定が下されるまで逮捕状発行の延期を求めた。入手できた裁判所の記録の中には再考請求申立て書のコピーは見当たらなかった。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

検察側は、不公正競争の告発を裏付けるには、被告人が信義に反して欺瞞や他の手段を使い、それによって民間告訴人の品物の代わりに自分の品物をつかませたということを立証できなければならない。

本件の場合、裁判所は次のことをふまえて民間告訴人と被告人の雑誌の混同の可能性が高いと判断すると思われる：

1 販売される品物の種類

たとえば靴と靴下などのように、物は異なるが種類が関連している品物について不公正競争があり得る。しかも、本件では関係しているのが音楽雑誌だけなので混同の可能性がさらに大きい。

2 品物の外見

販売に供される品物の外見的特徴、すなわち、大きさと使われている色も考慮される。全体としての製品の外見が類似していることは、それだけで品物の出所に混同を生じさせるのに十分である。本件の場合、民間告訴人の雑誌の特徴が被告人の販売している雑誌の特徴に酷似しているとの申立てがなされている。

3 購入者

裁判所は、音楽雑誌のふつうの購入者が行う区別の程度を考慮すると思われる。つまり、音楽雑誌は高価な品物ではないので、購入者が購入する前に雑誌を確かめるのにあまり大きな注意を払わない可能性が高い。2つの音楽雑誌の誌名と全体的な外見が酷似していれば、ふつうの購入者が混同する可能性が高くなる。

事例13：ビデオソフト政策委員会法違反〔ビデオ・コンパクト・ディスク；デジタル・ビデオ・ディスク〕（刑事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第1支部、マニラ

本件の性質：P.D. 1987（ビデオソフト政策委員会法）違反〔ビデオ・コンパクト・ディスク；デジタル・ビデオ・ディスク〕

本件の概要：

- 1998年9月16日、裁判所が搜索令状を発行した。
- 1999年5月12日付で司法省決定が下された。
- 1999年5月18日、4通の起訴状が裁判所に提出された。
- 1999年5月21日、裁判所は逮捕命令を出した。

当事者の間の関係：

ビデオソフト規制委員会（VRB）はP.D. No. 1987にもとづいて設置された政府機関である。その責務には、ビデオソフト会社によるP.D. 1987の遵守の監視、および違反の疑いのある行為に対する調査と立入検査や搜索令状によるP.D. 1987執行活動が含まれている。

被告人A氏は、マニラのBinondoとTondoにある2つの「A」という店の所有者である。

背景：

DOJ決定によると、被告人はVRB委員会から免許や許可証を取得せずにビデオテープの販売、リース、処分に従事していた。1998年7月31日と1998年8月13日に、VRBと国家捜査局（“NBI”）の捜査官が被告人の店から“Armageddon”というタイトルのビデオテープを購入した。1998年8月13日、捜査官は“Buttfreak II”と“Don't Break a Word Hush”というタイトルのビデオテープを購入した。

その後、捜査官は裁判所に搜索令状を請求し、裁判所は1998年9月16日に搜索令状No. 98-1012を発行した。1998年9月18日、NBI捜査官は搜索令状にもとづいてBinondoにある被告人の店「A」を搜索した。搜索の結果、必要なVRBラベルの貼付されていないビデオ・コンパクト・ディスク（“VCD”）148枚を押収した。1998年9月23日、NBI捜査官はTondoにある店も搜索した。搜索の結果、VRBのホログラムのついた多様なタイトルのVCD35枚、VRBのホログラムのついていない多様なタイトルのVCD35枚を押収した。VRBが確認したところによると、被告人はVCDやDVDなどのビデオソフトの小売に従事する登録や免許取得を行っていないことが判明したという。

被告人が本件に関するDOJの調査で見つかった証拠に対する反証を提出するのを怠ったことが、裁判所での被告人の訴追を求めるDOJ勧告を早めること

になった。DOJ決定にもとづいて、1998年7月31日に犯された犯罪について2通の別個の起訴状が、1998年8月13日に犯された犯罪についてもう2通の起訴状が提出された。1998年7月31日の犯罪に対する2通の起訴状は、マニラのBinondoにおけるP.D. 1987セクション6（ビデオソフト不法小売）違反とP.D. 1987セクション8（必要なVRBラベルのないビデオソフトの販売または処分）違反についてのものだった。マニラのTondoにおける1998年8月13日の犯罪に対する2通の起訴状にも同様な訴因が記載されていた。

1999年5月21日、裁判所は被告人逮捕のための逮捕令状を発行した。逮捕報告書は入手できた裁判所記録には含まれていなかった。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

DOJ決定は、マニラのBinondoの店とTondoの店で捜索を行うために2通の捜索令状を入手したと述べている。しかし、入手できた裁判所の記録には本件の捜索令状が1通だけしか含まれていない。この令状はマニラのBinondoにある被告人の店「A」で行う捜索を認めていた。しかし、NBIはマニラのTondoにある被告人の店の捜索も行った。十中八九、マニラのTondoでの捜索を認めた捜索令状に関係する記録は、入手できない裁判所記録に入っていると思われる。

原則として、捜索令状を入手したあとでしか捜索できない。さもないと、不当な捜索と押収に対抗する個人の権利を侵すことになる。政府職員が令状なしの捜索や押収を行うのを抑止するため、不当な捜索や押収の結果として得られた証拠はいかなる審理においてもいかなる目的でも認められない。

一般的に、捜索や押収を行う政府当局が捜索令状を確保する十分な時間があったと思われるにも関わらずそれを怠ったのであれば、令状なしの捜索や押収は違法である。それに合わせて、ある物件が犯罪の罪体であるという事実はその物件の令状なしの押収を正当化することにはならない。物件を押収する前にまず令状を入手しなければならない。また、ある人が違法な活動に関わっているということを示唆する情報の入手は実質的な意味をもたない；なぜならば、憲法の規定は無罪であると思われる人と同時に有罪であると思われる人にも適用されるからである。

捜索令状の入手の要件には例外があるが、本件にはそれらの例外のどれも当てはまらないと思われる。したがって、令状を入手していなかったのであれば、Tondoにある被告人の店の令状なしの捜索で押収したすべての物件は証拠として認められないであろう。

事例14：著作権侵害（音声レコーディング）（刑事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第1支部、マニラ

本件の性質：著作権侵害（音声レコーディング）

本件の概要：

- 1997年7月22日、裁判所に対して搜索令状の請求がなされた。
- 1997年7月22日、裁判所は搜索令状を発行した。
- 1999年4月19日、裁判所に20通の別個の起訴状が提出された。
- 1999年4月27日、裁判所は被告人に対する逮捕令状を発行した。
- 1999年8月14日、逮捕が行われないまま令状が返却された。

当事者の間の関係：

本件の民間告訴人はフィリピン・レコード業協会（“PARI”）である。PARIの業務の1つは、知的財産権に関する法規に違反して海賊版のカセットテープを複製、処分、販売している疑いのある店/会社を監視することである。裁判所の記録には民間告訴人に関してこれ以上の情報は記載されていない。

被告人はマニラのQuiapoにある建物の一室の入居者である。裁判所の記録には被告人に関してこれ以上の情報は記載されていない。

背景：

PARIの調査によって、著作権所有者の同意なしに著作権が設定されている音楽テープの明らかに違法な複製、販売、処分に従事していると疑われるレコード業界の著作権侵害者の活動が判明した。PARIは調査結果をNBIに通報した。NBIはこの情報を確認して、搜索令状の発行を請求した。裁判所は即日、搜索令状を発行した。

NBIは令状にもとづいて次の物件を押収した：さまざまなカセットレコーダーとプレーヤー、多様なラベルのカセットテープ10万本（さまざまなアーティスト）、未録音のカセットテープ95箱。押収した物件には、著作権所有者の承認なしで録音したPARI加盟会社に独占的に帰属する著作権の設定された音楽録音物が含まれていたという。被告人は、複製、販売、処分の目的でこれらの物件を持っていたとされている。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年4月19日、被告人によって違法に複製、販売、流通が行われたとされる曲のそれぞれについて1通ずつ、計20通の別個の起訴状が裁判所に提出された。1999年4月27日、裁判所は被告人捕縛のための逮捕状を発行したが、被疑者がもはや所定の住所におらず、行方不明になっているという事実により、1999年8月14日、令状は執行されないまま裁判所に返却された。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

起訴状に記載されている告発理由は、1997年7月24日前後に行われた行為をもとにしている。したがって、起訴状は当時有効であった著作権法P.D. 49違反で被告人を告発している。フィリピン知的財産権法典R.A. 8293は、1998年1月1日に、すなわち起訴状に記載されている行為のあとで有効になった。

しかし、刑事訴追では、たとえ以前より軽い刑罰の新しい法律が被告人の裁判停止の間に施行されたのだとしても、被告人により有利な刑罰を規定している法律が適用されることになる。本件の場合、新しい法律R.A. 8293の刑罰は古い法律P.D. 49の刑罰より重いので、有罪判決の場合には古い法律の刑罰が科されるはずである。

事例15：著作権侵害（音声録音）（刑事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第1支部、マニラ

本件の性質：著作権侵害（音声録音）

本件の概要：

- 1998年4月17日、裁判所に対して搜索令状の請求がなされた。
- 1998年4月17日、裁判所は搜索令状を発行した。
- 1999年5月5日、3通の起訴状が裁判所に提出された。
- 1999年5月5日、検察側は刑事訴訟の併合を求める申立てを行った。
- 1999年5月14日、裁判所は被告人の逮捕を命じる逮捕令状を発行した。

当事者の間の関係：

本件の民間告訴人もやはりフィリピン・レコード業協会（“PARI”）である。PARIの業務の1つは、知的財産権に関する法規に違反して海賊版のカセットテープを複製、処分、販売している疑いのある店/会社を監視することである。裁判所の記録には民間告訴人に関してこれ以上の情報は記載されていない。

本件の被告はマニラのQuiapoにある建物の一室の入居者である。裁判所の記録には被告人に関してこれ以上の情報は記載されていない。

背景：

PARIの情報提供者からの通報にもとづいて、PARIとNBIは、著作権所有者の同意を得ずに著作権の設定された音楽録音物の不法な複製、販売、処分に携わっているとされるレコード業界の著作権侵害の疑いのある者の活動を明らかにするために調査を行った。情報が正しいことを確認して、1998年4月17日に裁判所に搜索令状発行の請求がなされた。裁判所は即日、搜索令状を発行した。

NBIは令状にもとづいて次の物件を押収した：ソニー製ダビング装置3台、海賊版カセットテープ2箱、AVR装置1台、アイロン1台、カセットテープ6箱。被告人から押収したテープの中には、B社、C社、D社などのA協会加盟のレコード会社に独占的に帰属する著作権の設定された音楽録音物が含まれていたという。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年5月7日、異なるレコーディング会社に帰属するさまざまな曲の著作権侵害で被告人を告発する3通の別個の起訴状が裁判所に提出された。

1999年5月14日、裁判所は被告人を逮捕するための逮捕令状を発行した。裁判所の記録には、逮捕報告書に関する情報が記載されていない。

本件の性質：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

被告人訴追の対象となっている行為は、1998年4月21日前後に、すなわち、R.A. 8293が有効になってから行われている。したがって、当然のことながら、この刑事訴追は新しい法律R.A. 8293にもとづく著作権侵害についての訴追だということになった。

事例16：登録取消請求

裁定当局：証券取引委員会（“SEC”）

本件の性質：a社の登録取消請求

本件の概要：

- 1999年5月20日、a社の登録の取消を求める申立てがSECになされた。
- 1999年8月20日、被告はSECに抗弁書を提出した。

当事者の間の関係：

登録取消請求書の記述によると、原告のA社（略称“A”）は1999年4月12日にSECに登録した国内会社である。原告は規格準拠の評価と証明のサービス（品質管理システム、実験室管理システム、製品の監査と証明を含むが、これらに限るわけではない）、規格開発の研修、準拠評価、規格化の他の側面を提供する事業に従事している。原告は製品規格局からこれらのサービスを行うための認定を受けている。

原告の社名に類似した被告のa社（略称“a”※原告・被告お互いの略称には社名ほどの類似性はない）も同じく国内会社で、さまざまな会社にISO 9000（品質管理システム）、ISO 14000（環境管理システム）、ISOガイド25（実験室管理システム）のための証明/登録、およびこれらの規格について評価されることによって得られる利点を具体的に示す研修セミナーの開催に従事している。

背景：

原告は、1995年の設立以来、フィリピンで一般に自社のサービスを知らせるための販促活動、啓蒙活動、関連活動を広範かつ継続的に行ってきたと主張している。そして、一貫して高い質のサービスの効率的な提供を通して、貴重な定評を確立してきたと説明している。

原告はさらに、1995年の設立以来、自社の名称とロゴを商標およびサービス・マークとしてフィリピンで最初に採用して事業で使った会社であると述べている。これとの関連で、原告は1998年9月4日に知的財産局（“IPO”）にこれらの商標とマークの登録のためにそれぞれ1通ずつの申請書を提出した。

原告は、被告が商標とサービス・マークの一部として、原告の社名に極めて類似した名称を使用することと、それが1998年11月18日にSECに登録されたことは、被告の提供するサービスが原告のサービスであると世間一般を混同させ、誤らせ、欺くことになる可能性が高く、不公正競争や商標の不法使用にあたると申し立てている。

原告によると、原告は、被告が「a社」という名称で事業を展開しプレスリリースで公表し、1998年9月2-5日に世界貿易センターで開かれたアジア食品

エキスポに参加したあと、被告に対してその事業名とサービス・マークとして、原告の社名に極めて類似した名称を使用するのをやめるように要求する書簡を送付した。

原告は、被告はこの使用停止要求書に注意を払わなかったばかりか、会社名として「a社」の名称の登録をSECに申請して登録証を入手し、現にサービス遂行にその名称を使用していると申し立てている。

原告は、被告の行為を理由にして、自社には計100万ペソの実際の損害賠償と補償的損害賠償、100万ペソを下回らない懲罰的損害賠償、50万ペソを下回らない弁護士料を要求する権利があると主張している。さらに、原告は被告に対して、被告が会社名とサービス・マークの一部として原告の社名に極めて類似した名称を使用するのを禁止する仮使用停止/禁止命令の令状の発行と、最終判断が下された際にその令状を永続的なものにすることを求めている。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年8月20日、BCIは抗弁書を提出した。その中で、A社およびa社両方の名称の中に使われている2つの単語は専有や独占使用にはなじまない一般的な語であると主張している。また、これらの語は世界中の証明機関が使用していると指摘している。

a社はまた、ビジネス界では自社は“a”というイニシャルで、他方、原告は“A”社というイニシャルで知られており、世間一般を誤らせる意図もないと主張している。さらに、“a”の設立定款に記載されている主要事業はISO 9000、ISO 14000、ISOガイド25の準拠評価を提供することであるのに対して、“A”の事業は一般的であり、他の証明サービスを対象にしていると説明している。

また、“A”が4年間しか事業を行っていないことを考えれば、“A”がその主張通りの定評を確立したとはいえないと主張している。したがって、BCIは、A社およびa社両方の名称の中に使われている2つの単語が、A社を連想させるものになっているとA社は主張できないと結論づけている。

BCIは、50万ペソの実際の損害賠償、20万ペソの弁護士料、法廷費用、訴訟費用を求めて反訴している。

本件の結果：

SECはまだ本件の裁定を下していない。

所見：

フィリピン法人法典セクション18は、次のように規定している：

予定されている法人名が、人を惑わせるほど、あるいは混同させるほど、既存の法人またはすでに法律で保護されている何らかの他の名称に類似している場合、あるいは明らかに欺瞞的であったり、混同を生じさせたり、現行の法律と相容れなかったりする場合、そのような法人名がSEC

によって認められることはない。法人名の変更が認められたら、SECは修正した名称を記載した修正法人設立証明書を発行するものとする。

この規定によって、法人設立者は、別の人、会社、団体が設立する法人と人を惑わせるほど、あるいは混同させるほど類似している名称の使用の先取権を獲得していた場合には、SECに会社を登録する際に、その法人名の変更を保証する書面を提出しなければならない。

Universal Mills Corporation対Universal Textile Mills, Inc. の裁判（78 SCRA 62 [1977]）で、最高裁は、テキスタイル製造に従事している会社である“Universal Textile Mills, Inc.”と繊維と布の製造に従事している会社である“Universal Mills Corporation”の名称には混同を生じさせる類似性があると裁定した。これらの名称は同一ではないが、最高裁は、特に両社が同様な事業に従事しているという理由で、両社の名称が世間一般の人たちの心に混同を生じさせるほど類似しているという判断を下した。（JOSE CAMPOS, JR. & MARIA CLARA L. CAMPOS, 法人法典、上記の Universal Mills Corporation対Universal Textile Mills, Inc.の裁判を引用）

原告の請求は「登録の取消」請求であるとされている。しかし、単に会社名の変更を求めた方が一層適切な請求であったと思われる。

事例17：会社名の取消；使用禁止命令

裁定当局：証券取引委員会（“SEC”）

本件の性質：会社名の取消；使用禁止命令

当事者の間の関係：

原告のA社はアメリカ合衆国デラウェア州の法律にもとづいて設立され、現に活動している会社である。ここは世界中でオフィス用品の流通に従事しているが、フィリピンでは事業を行っていない。

A社は65カ国で“A”という名称を含む商標とサービス・マークの登録証の所有者となっている。フィリピンでは1997年6月25日にサービス・マーク“A”の登録証を交付された。原告は、自社のマークが世界中で広く宣伝されていると主張している。

被告のA’社は国内会社で、あらゆる種類の商品、物品、製品の卸売、輸入、輸出に従事している。これらの品物は、マニラの大手デパートに供給されている。

背景：

A社は、A’社がフィリピンで自社の名称と極めて類似している会社名を使って事業を行っていることを知らされて、A’社の名称がA社の名称と紛らわしいほど類似しているという理由で、A’社がその会社名の使用をやめるように求めた要求書をA’社に送付した。A社は、A’社がその要求に留意するのを拒否し、その名称を使い続けていると主張している。

A社は、A’社が会社名の一部として“A”を採用し、使用し、登録しているのは単なる偶然ではなく、A社の「名称と定評を利用するための意図的な、十分に計算された企みの結果」であると申し立てている。

A社は、SECに対して次のことを求めている：

- a) A’社という名称の登録取消
- b) 仮禁止命令の発行と、聴聞会後の、A’社がA’社という会社名を使用するのを禁じる予備的な使用禁止命令の令状の発行
- c) 被告がさらにA’社という名称を使用するのを防ぐ永続的な禁止命令
- d) 公正かつ公平であると思われる他の訴訟上の救済

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年6月22日、A’社は強制的反訴をともなった抗弁書を提出した。A’社は、この抗弁書で、会社名変更の保証が適用されるのは「別の人、会社、団体がその名称使用の先取権を獲得している場合」だけであり、「これは原告にはあてはまらない」と主張している。

また、“A”というマークがフィリピンで有名であるということを否定し、したがって、原告の主張するそのマークの広範な使用と登録は、フィリピンの法律にもとづいて正当に登録された商標や会社名の登録を合法的に妨げることとはできないと主張している。さらに、信義をもとに、自身の独創的で創造的な能力で、他の何らかの関係者の名称や定評を利用しようという考えや企みをもたずにA’社という名称を採用したのだと主張している。

A’社は、強制的反訴の形で次のことを求めている：

- a) 10万ペソの弁護士料と、法廷費用、訴訟費用
- b) 5,000ペソを下回らない道義的損害賠償
- c) 5,000ペソを下回らない懲罰的損害賠償

A’社は、原告がフィリピンで事業を行っておらず、仮禁止命令/予備的使用禁止命令の請求が退けられたとしても世間一般の人たちに誤解や混同を生じさせないのだから原告が何らかの回復不能の損害や権利侵害を被ることはないという理由で、仮禁止命令/予備的使用禁止命令を求める原告の請求に反対している。逆に、単なる保証金では適切に補償されない重大で回復不能の損害を被るのはA’社であるとしている。最後に、A’社は、実質的な意味がないことを理由に、原告の請求の却下を求めている。

本件の結果：

SECはまだ本件の裁定を下していない。

所見：

仮禁止命令を出さなければ重大な不公平と回復不能の損害が生じるほどきわめて緊急を要する事態であれば、SECは仮禁止命令を出す可能性がある。この命令が有効なのは発行から72時間の間だけである。この時間内に、仮禁止命令をさらに最長17日間延長するかどうかを決定するための即決聴聞会が開かれることになっている。

事例18：著作権侵害；不公正競争（ソフトウェア）（刑事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第90支部、ケソン市

本件の性質： 著作権侵害；不公正競争（ソフトウェア）

本件の概要：

- 1999年6月18日付で、被告人の訴追を勧告するDOJ決定がなされた。
- 1999年7月7日、著作権侵害で被告人を告発する刑事訴訟の起訴状が裁判所に提出された。
- 1999年7月7日、不公正競争で被告人を告発する刑事訴訟の起訴状が裁判所に提出された。
- 1999年7月6日、検察側は訴訟併合の申立てを行った。
- 1999年7月9日、裁判所は被告人逮捕のための逮捕令状を発行した。

当事者の間の関係：

民間告訴人のA社は、アメリカ合衆国カリフォルニア州を本拠とするアメリカ合衆国の法律にもとづいて設立されて現に活動している外国の会社である。フィリピンでは事業を行っておらず、自社の知的財産権を守るためにこの司法管轄区に告訴している。A社は、ソフトウェア「A'1」、「A'2」、「A'3」、「A'4」、「A'5」とそれらのガイド/マニュアルの著作権およびさまざまな商標を所有していると主張している。

被告人B氏は、フィリピンのマニラ首都圏ケソン市にあるコンピューター販売業を行っているとされるB社の社長で、被告人C氏はその支店マネージャーである。

背景：

1997年10月14日、A社の市場調査員がB社からコンピューターを購入した。この調査員はその後、独立のコンピューター・アナリストにそのコンピューターを調べてもらった。アナリストは、そのコンピューターにA社製のソフトウェアが違法にインストールされていると断定した。

1997年10月23日、裁判所は請求にもとづいて搜索令状を発行した。NBI捜査官は令状にもとづいてB社の店を搜索し、A社製品のプログラムの違法コピーが入っているといわれているCD-ROM1枚を押収した。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年6月18日付のDOJ決定は、被告人B氏がB社はA社のソフトウェアのコピー、複製、流通、販売に従事していることを否定し、申立てにある「不公正

競争」も行っていないと述べたと説明している。被告人は、その上、A社の市場調査員が購入したコンピューターの仕切り状は、問題のソフトウェアが売上に入っていることを示していないと指摘した。また、A社製のソフトウェアは市場調査員の頼みに応じてインストールしたのだと主張した。最後に、B氏は、告発されている犯罪について自分に法律上の責任があるとなったら、自分が信義にもとづいて行動したのだということを証明できると主張した。被告人C氏は、通告があったにも関わらず、反証の提出を怠った。

DOJは、不公正競争と著作権侵害について被告人の訴追を裏付ける相当の根拠があると決定した。DOJ決定は、告訴人A社が自社のソフトウェアに係る著作権を含むすべての権利の登録所有者であるということを証明する十分な証拠を提出したと説明している。したがって、A社のプログラムは告訴人の代理人の依頼に応じてインストールしただけであるというB氏の主張は、当のソフトウェアの登録所有者であるA社がプログラムの複製を認めていなかったということを考えれば、実質的な意味を持たないことになった。他方、C氏は、通告があったにも関わらず反訴の提出を怠ったので、A社の告発を認めたと見なされた。

店から押収したA社製のソフトウェアが入っているといわれているCD-ROMについては、DOJ検察官は、告訴人がその申立てを立証できないので、この訴因についてはB氏を訴追できないと決定した。したがって、被告人は告訴人の代理人に海賊版のA社ソフトウェアの入ったコンピューターを販売したという行為についてだけ法的責任があるということになった。

上記の決定にもとづいて、不公正競争と著作権侵害についてB氏とC氏を対象にした2通の起訴状が提出された。

1999年7月9日、裁判所は被告人の逮捕を命じる逮捕状を発行した。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

コンピューター・プログラムは、旧著作権法である大統領命令（“P.D.”）49の場合もそうであったように、フィリピンの知的財産権法典である共和国法（“R.A.”）8293セクション172（n）で特に保護されている対象である。被告人の行為は1997年10月にさかのぼる起訴状で告発されているので、旧著作権法が適用される。

ついでながら、R.A. 8293は、公正使用の権利の行使としてコンピューター・プログラムのデコンパイルを明白に認めている。この法律では、デコンパイルは「独立して作られたコンピューター・プログラムに他のプログラムとの互換性をもたせるためにコードを複製してそのコンピューター・プログラムの形式に翻訳すること」を意味するものと理解されている。

事例19：商標侵害（コンピュータ用品）

裁判所：地方予審裁判所第22支部、マニラ

本件の性質： 商標侵害— コンピュータ用品

本件の概要：

- 1999年7月23日、裁判所に対して搜索令状の請求がなされた。
- 1999年7月23日、搜索令状が発行された。
- 1999年8月4日、裁判所に搜索報告書が提出された。
- 1999年8月13日、被告は搜索令状の無効と没収物件の解放を求める申立てを行った。

当事者の間の関係：

A社は、アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律にもとづいて設立されて現に活動している会社である。

被告（単/複）はB社もしくはその会社の所有者または取締役または役員、もしくはフィリピンのマニラのMalateにある土地建物の占有者である。B社はコンピューター用品の販売に従事していると思われる国内会社である。

背景：

A社は、クライアントの商標や他の知的財産権のマークをつけた海賊版の製品の存在についての市場調査と情報収集に従事しているシンガポールを本拠とする民間会社C社のクライアントである。C社のディレクターは、1999年7月23日付の宣誓供述書で、フィリピン市場を調査してニセのA社製レーザー・トナー・カートリッジが存在しているかどうかを明確にするために、マニラ首都圏Makatiにオフィスを構えるフィリピンの会社であるD社と調整したと述べている。

これとの関連で、D社の市場調査員は、1999年7月23日付の宣誓供述書で、ニセまたは許可されていない再使用製品がA社の商標をつけたニセの箱に入れて売られているのかどうかを確認するために調査をおこなったと述べている。A社代理人はレーザー・トナー・カートリッジを2つ試験的に購入してサンプルを入手することができた。その後、これらは偽物であることが確認された。

1999年7月23日に裁判所が搜索令状を発効し、1999年8月4日にその報告書が裁判所に提出された。報告書は、1999年7月27日に被告の土地建物内でおこなわれた搜索の詳細を述べていた。押収した物件は、(a) A社製の箱に入ったA社製レーザー・ジェット・トナー・カートリッジ4つ、(b) A社製品が関係する売上仕切り状や他の取引記録、と記載されている。

被告は、次の2点をあげて搜索令状の無効と押収された物件の解放を求める申立てをおこなった：

- (a)搜索令状には搜索は日中におこなうと記載されていたが、令状は実際には営業時間のあと、すなわち1999年7月27日の晩に執行された。
- (b)押収された物件（コンピューター用品、仕切り状、他の取引記録）では、被告がニセのHP製品の製造と流通に従事していたということを証明することができない。

被告は税務申告目的で押収された事業記録が必要であると説明した。さらに、被告は、商標侵害と不公正競争についてその出所を告訴するとしてA社製の箱に入った4つのA社製レーザー・ジェット・トナー・カートリッジの返却を求めた。

本件については起訴状はまだ提出されていない。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

原則として、搜索令状はそれが日中に送達されるということを指示しなければならない。例外についていえば、令状で夜間に令状を送達してもよいと指示する場合がある。すなわち、宣誓供述書が「夜間送達が妥当だという性質が搜索対象の人または場所にあると断定」しているのであれば「日中であれば夜間であれ、任意の時間に送達してもよい、という指示を入れてもよい」（裁判所規則セクション8、規則126）。一般原則の理論的根拠は、「夜間搜索を騙って強盗や住居侵入が何度もおこなわれてきたし、そうでなくても夜間搜索は面倒を引き起こす」というものである（MANUEL R. PAMARAN、1985年刑事手続き規則注解573（1988年）、2 COOLEY、憲法による制限 622を引用）。

アメリカの権威者は、日中を「24時間のうち、人の風采と顔つきを見分けられる時間帯」と定義している（PAMARAN、同上 573、17 C.J. 1134を引用）。Alvarez対Tayabas第一審裁判所の裁判（64 Phil. 33（1937年））では、午後7時に執行された搜索令状が夜間におこなわれた搜索と見なされた。その後、裏付けの宣誓供述書が不備であったためにその搜索令状は無効と裁定された。

被告の土地建物の搜索を認めた搜索令状は、搜索は日中におこなうと指示している。しかし、被告は、搜索令状の無効と押収物件の解放を求める申立ての中で、搜索はE氏が午後9時25分に署名した押収物件目録に示されているように営業時間後（正確な時刻は記載されていない）に行われたと指摘している。入手できた裁判所の記録にはその目録のコピーが含まれていなかった。被告の土地建物の搜索が令状の条件に反して夜間におこなわれたのであれば、その搜索は違法な搜索であると見なされる可能性がある。違法搜索であるとなれば、それによって押収した物件が証拠として認められない。ちなみに、令状執行の際に与えられた権限を超えたり必要以上に苛烈だったりした公務員は、改正刑法典第129条にもとづいて訴追される可能性がある。

事例20：不公正競争（スポーツ用品）

裁判所：地方予審裁判所第3支部、マニラ

本件の性質： 不公正競争— スポーツ用品

本件の概要：

- 1999年7月2日、NBIは搜索令状の発行を請求した。
- 1999年7月9日、搜索報告書が裁判所に提出された。

当事者の間の関係：

民間告訴人は、1994年12月6日に登録されたスポーツ用品ブランド「A'」の著作権所有者のA氏である。

被告B氏は、フィリピンのマニラ首都圏、マニラ、Sta. Cruzにあるスポーツ用品の販売に従事していると思われるB社という店の所有者である。

背景：

「A'」の制作者で登録著作権の所有者であるA氏の認定代理人によって宣誓供述がおこなわれた。宣誓供述人は、1997年9月のいずれかの日に、ニセの「A'」スポーツ用品の製造と販売に従事している店と事業体の調査、逮捕、訴追についてNBIの支援を要請したと述べている。宣誓供述書には続けて、NBIの活動のおかげで短期間ながらニセの「A'」スポーツ用品が市場から姿を消したと記載されている。しかし、しばらくすると、被告の店を含むいくつかの店が再びニセの「A'」スポーツ用品の違法な販売と流通に従事しているのが分かったという。

1999年7月2日付のNBI捜査官の宣誓供述書によると、1999年6月1日、A氏が再びニセの「A'」バスケットボールを販売している店の経営者の逮捕と訴追についてNBIに支援を要請した。監視と試験購入から、被告の店がニセの「A'」バスケットボールの販売に従事しているのが分かった。

本件の進展/当事者が講じた措置：

入手できた裁判所の記録には搜索令状のコピーが含まれていなかったが、1999年7月9日に裁判所に提出された搜索報告書から、1999年7月2日付の搜索令状請求申請書にもとづいて搜索令状が発行されたようである。

1999年7月9日に裁判所に提出された搜索報告書によると、搜索令状は被告の店でNBI捜査官によって送達され、それによってさまざまな動産が押収された。当方が入手できたものの中には押収物件目録のコピーは含まれていなかった。

搜索報告書には、被告に対する刑事訴訟の証拠を保全するために押収物件を民間告訴人に保管させてほしいという請願が記載されていた。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

入手できた限定的な裁判所記録によると、搜索令状の発行、執行、報告には明白な不備は見当たらなかった。

事例 21：予備的使用禁止命令と仮禁止命令をともなった損害賠償と永続的使用禁止命令（レストランの名称）（民事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第56支部、マカティ市

本件の性質：予備的使用禁止命令と仮禁止命令をともなった損害賠償と永続的使用禁止命令（レストランの名称）

本件の概要：

- 1999年7月1日、原告が裁判所に告訴状を提出した。
- 1999年7月5日、裁判所は仮禁止命令の発行を求める原告の請願の妥当性に関する即決審尋をおこなう旨の命令書を発行した。
- 1999年7月7日、被告は審尋の取消と再設定を求める一方的緊急申立書を裁判所に提出した。
- 1999年7月8日、原告は仮禁止命令の発行を求める一方的緊急申立書を提出した。
- 1999年8月27日、被告は抗弁書を提出した。

当事者の間の関係：

原告のA社は、アメリカ合衆国フロリダ州の法律にもとづいて正式に設立されて現に活動している会社で、「S」というマークでサンドイッチとサラダを呼び物にしたレストランの開設と経営という世界的な事業に従事している。原告はフィリピンでは事業をおこなっておらず、自社のサービス・マークの侵害に対する保護を求めて告訴している。

被告はフィリピンの法律にもとづいて設立されて現に活動している会社である。

背景：

上記のように、原告は「S」というマークでサンドイッチとサラダを呼び物にしたレストランの開設と経営という世界的な事業に従事している。告訴状によると、世界68カ国で1万3,584軒のレストランを経営したりそれらにフランチャイズ権を与えたりしている。このサービス・マークは原告がフィリピンで登録して所有している。

告訴状によると、被告は原告または原告のフランチャイズ会社から承認を得ずにマニラ首都圏マカティにある自社のレストランで「S」というサービス・マークを使用している。原告は、1999年3月18日に被告に対してサービス・マーク「S」の使用をやめ、被告の店を「S」のレストランであるかのように見せかけないようにという要求書を送付したと主張している。告訴状には、

被告がその要求書を受け取ったにも関わらず、依然として「S」というサービス・マークを使用し続けていると記載されている。

結果として、原告は、失われたロイヤリティーと定評の形で少なくとも100万ペソの損害を被り、現に被り続けていると申し立てている。また、50万ペソの懲罰的損害賠償、および原告の要求を拒否したという被告の悪意のため起こすこととなった訴訟の費用100万ペソの支払を求めている。最後に、原告は、サービス・マーク「S」や関連するトレード・ドレスを含むサービス・マークに類する他のすべてのマークを被告が使用するのをやめるように要求する予備的使用禁止命令、および仮禁止命令の発行を求めている。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年7月5日、裁判所は仮禁止命令の発行を求める原告の申立ての妥当性に関する即決審尋を開く旨の命令を出した。被告は審尋の取消と再設定を求める一方的申立てを行い、被告側弁護士が見つからないという理由で審尋の延期を求めた。裁判所はこの申立てを認め、予備的使用禁止命令に関する審尋を再設定したようである。それに対して、原告は1999年7月8日に仮使用禁止命令の発行を求める一方的緊急申立てを行い、その中で審尋の延期に反対し、再度、仮禁止命令の発行を申し立てた。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

民事訴訟では、たとえば侵害活動などの不当な行為の継続の停止を求める側は、訴訟が中断している間でも裁判所に対して予備的使用禁止命令という法律上の救済を求めることができる。予備的使用禁止命令書の発行を求める申請書には訴訟が決着するまでの仮禁止命令書（“TRO”）の発行を求める申請書を添えて提出することができる。初めに、裁判所から使用禁止命令を出してもらうことのできる申請者が和解交渉でかなり強い立場に立つということを述べてもよい。

最高裁は、予備的使用禁止命令の発行を正当化するのに十分な「回復不能の権利侵害」とは、侵害が継続的に反復され、独自性のある提供者としての営業権と事業の評判に関して公正で合理的な救済策がないほど恒常的かつ頻繁に繰り返される性質のものである場合の侵害を意味する、と定義している。最高裁は、権利を侵害されている訴訟当事者は発行を申し立てた予備的使用禁止命令を出してもらう権利があると述べており、実際、最高裁自身が、「独占的な供給契約を遂行し、そのような遂行から生じる利益を獲得する権利は当事者が保護できる本来的な権利である」と裁定して仮禁止命令を出している（Yu対上訴裁判所、217 SCRA 328、332 [1993年]）。

最高裁は、Manila Electric Railroad and Light Company対Del Rosarioの裁判で、下級審が一方的に認めた予備的強制使用禁止命令の発行の妥当性を判断するように求められた。下級審の命令は、電力会社に対して、電力会社が不法に請求した料金の支払いを拒んだ顧客に対して電気を供給し続けるよう

に指示していた。強制使用禁止命令が裁判所によって一方的に発行される場合には、一方的禁止命令の発行の申立てがあった場合より一層やむを得ない事情が存在していなければならない；なぜならば、前者の場合、命令は現状維持以上のものとなるからである。

これに関連して、最高裁は次のような決定を下している：

強制的な使用禁止命令は本来的に現状維持以上のものを命じる傾向があるので、一般的にいて、最終的な審尋の前にそのような使用禁止命令を出すのは不適當である；しかし、その一方で、きわめて緊急を要する場合、権利が非常に明確である場合、相対的に不便な事情が告訴人の側に強くのしかかってくる場合、原告の苦情や抗議に対抗して原告の権利に対する故意で合法的な侵害があってそれが継続的であった場合、強制的な使用禁止命令の効力が当事者の間に新しい関係を確立するのではなくて被告によって最近になって恣意的に中断された先在する関係を回復して維持するものであった場合は、当裁判所は使用禁止命令を出す司法管轄体が疑いもなく存在するのであり、その発行には慎重を期さなければならないが、告訴人が疑いも異論の余地もない明確な根拠を示した場合には令状を求める告訴人の申立てを退けるべきではないと判断した。

(Manila Electric Railroad and Light Company対Del Rosario, 22 PR 433 [1912年]、The Police Commission対Bello (37 SCRA 230 [1971年]で引用)

最高裁はまた、被告が映画フィルムの所有者を説き伏せて、ある映画館所有者とのリース契約を破棄させ、そのフィルムを同じ市の別の映画館で上映する目的で被告にリースさせたことをめぐる訴訟で裁定を下す機会があった。この場合、権利侵害は「回復不能」と判断された；賃借人の利益は世間一般の人たちの引き立てに依存しており、したがって映画館所有者の損害を推定するという仕事は困難だと思われたからである。そこで、この例において下級審は、被告がフィルムを借り受けて自分たちの映画館で上映するのを禁じる一方的な予備的使用禁止命令を出した。

これから判断して、原告のA社がマーク「S」を使用する明確な法的権利のあることを立証でき、「回復不能の権利侵害」を証拠をもって指摘することができたら、裁判所が納得して仮禁止命令を出す可能性があるといつてよい。

事例 22：著作権侵害（音楽）（刑事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第（判読不能）支部、ケソン市

本件の性質： 著作権侵害（音楽）

本件の概要：

- 1997年9月5日、違法押収の無効と押収物件の返却を求める申立てがなされた。
- （判読不能）、予備的調査の停止を求める申立てがなされた。
- 1999年5月14日、起訴状が提出された。

当事者の間の関係：

民間告訴人フィリピン・レコード業協会（“PARI”）で、会長のB氏が代表をしている。PARIの業務には、知的財産権法規違反の海賊版カセットテープの複製、処分、販売に従事していると疑われる店/会社の監視が含まれている。裁判所の記録には民間告訴人に関してこれ以上の情報は記載されていない。

被告人C氏は、商業目的で音楽のレコーディングと流通に従事している国内会社であるC社の役員である。

背景：

PARIは会長B氏を通して、著作権法規に違反して海賊版の音楽録音物を販売しているとして被告人を告発した。B氏によると、C社は「海賊版のコンパクト・ディスクを約2,000枚所有し、その販売と流通に従事している」という。

それを受けて、裁判所により1996年8月27日に搜索令状No. 2007が発行されたようである。1996年8月28日、令状にもとづいてC社の土地建物で搜索が行われ、そこで多数のコンパクト・ディスク、映像レコード、マスター・デジタル・オーディオ・テープが押収された。

入手できた裁判所の記録には、C社の搜索を認めた搜索令状の発行に関する裁判所命令が含まれていない。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1997年9月5日、被告人C氏は違法押収の無効と押収物件の返却を求める申立てを行った。被告人は申立ての中で、搜索令状は「不定令状」であり、したがって無効であると主張した。被告人は、1997年9月11日付の予備的調査の停止を求める申立てで、裁判所に対して、搜索令状無効の申立てに裁定を下すまで予備的調査の手続を停止するように求めた。

それにも関わらず予備的調査は進められたようであり、1999年5月14日に起訴状が裁判所に提出された。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

搜索令状は、押収すべき物件を明記しなければならない。明記が必要な理由は、政府係官が無制限の自由裁量で物件を押収するのを防ぎ、令状執行の際の権力の乱用を防ぐためである。物件を明記しないで搜索と押収を認めた令状は「不定令状」と呼ばれて憲法で禁じられており、したがって無効である。

取引が合法か違法かに関わらず、会計帳簿やある人の「事業取引のすべてを示す」記録の押収を認めた搜索令状は、物件を明記しなければならないという要件を満たすのを怠っている。同様に、搜索令状の言葉遣いが原告の事業活動の際のすべての所有品を含むほど包括的である場合、その令状には憲法上の疑義がある（MANUEL R. PAMARAN、1985年刑事手続き規則注解、555、556、Stonehill対Diokno、20 SCRA 383；Columbia Pictures, Inc. ら対Flores、223 SCRA 761を引用）

本件の場合、搜索令状には「被告C氏が・.D. 49違反の海賊版音楽コンパクト・ディスク約2,000枚を自分のものとして所持していると信じるに足る相当の根拠がある」と記載されている。この言葉遣いの曖昧さには議論の余地があるが、裁判所はこの記述が令状に明記するという要件を満たしていると信じたのである。

事例23：商標侵害（LPGシリンダー）

裁判所：地方予審裁判所第1支部、マニラ

本件の性質： 商標侵害（LPGシリンダー）

本件の概要：

- 1999年5月18日、裁判所に搜索令状の請求がなされた。
- 1999年5月18日、搜索令状が発行された。
- 1999年5月28日、搜索報告書が裁判所に提出された。
- 1999年8月30日、裁判所に搜索令状の無効とそれを理由にした押収物件の解放を求める申立てがなされた。
- 1999年9月6日、裁判所に反対意見書（搜索令状の無効とそれを理由にした押収物件の解放を求める申立てに対する）が提出された。

当事者の間の関係：

民間告訴人は、本件の対象となっている登録商標の所有者のA社である。裁判所の記録には民間告訴人に関してこれ以上の情報は記載されていない。

被告はB氏、C氏、もしくはフィリピンのダバオ市にあるDの入居者である。裁判所の記録には被告に関してこれ以上の情報は記載されていない。

背景：

1999年4月26日、NBIは民間告訴人の要請に応じて被告の活動の調査を行った。この調査から、被告が明らかに、偽物または不法に再充填したA社LPG製品の販売や流通に従事していることが判明した。

搜索令状が発行され、それにもとづいて、民間告訴人のマークをつけたLPGシリンダーだと思われるさまざまな物件が被告から押収された（入手できた裁判所の記録には押収物件の目録が含まれていなかった）。

本件の進展/当事者が講じた措置：

被告はそれに対抗して、搜索令状の無効と押収物件の解放を求める申立てをおこなった。その根拠として上訴裁判所におけるTanduay Distillery, Inc.対The Director of Patentsら（670 O.G. 6700）を引き合いに出し、侵害は同一の容器につけられた2つの登録商標またはその顕著な特徴の存在を仮定していると結論づけている。本件の容器は1つの同じものなので、被告は法律のいう侵害は存在しないと主張している。

被告はさらに、(a) 令状の発行を正当化する相当の根拠を欠いている、(b) マニラの裁判所はダバオ市を対象にした搜索令状を発行する司法管轄権がない、という理由から、搜索令状が不当に発行されたと主張している。

民間告訴人の弁護士は、1999年9月6日、裁判所に反対意見書を提出し、被告の指摘した点に反論した。裁判所はまだ搜索令状無効申立てに関する裁定を下していない。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

本件の搜索令状の発行は適法だったと思われる。

相当の根拠という点については、民間告訴人の弁護士が作成した反対意見書は法廷手続、すなわち宣誓の上での告訴人とその証人に対する尋問、および搜索上の問題点の指摘について説得力のある説明をしている。反対意見書は次のように周到な論を展開している：

有罪を立証するのに必要な証拠は不要である。搜索令状発行のための相当の根拠とは、道理的に思慮深くて賢明な人が、犯罪が犯され、犯罪との関係で搜索すべき物件が搜索対象の場所にあると信じるに足ると思われる事実と状況を意味する。

裁判所の記録にあった文書証拠をもとにすれば、道理的に思慮深くて賢明な人が、民間告訴人の商標の侵害があると結論すると思われるのが合理的である。反対意見書で述べられているように、通常はLPGシリンダーはオリジナルのシールをつけて販売されるのに対して、被告のシリンダーはオリジナルの粗末な模倣であると申し立てられているニセのシールだけをつけている。

搜索令状が執行される場所を管轄区域としない裁判所が発行した搜索令状の妥当性については以前に検討した。

事例24：商標侵害（レストラン業）（民事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第56支部、マカティ市

本件の性質： 商標侵害（レストラン業）

本件の概要：

1999年8月19日、原告が裁判所に告訴状を提出した。

当事者の間の関係：

告訴状によると、原告のS-International社とS-USA社は、アメリカ合衆国デラウェア州の法律にもとづいて正当に設立されて現に活動している会社である。原告のS-USA社はアメリカ合衆国とグアテマラにおける商標/商号の所有者であり、原告のSizzler International Marks, Inc.はフィリピンを含む他のすべての国におけるその商標/商号の所有者である。告訴状には、原告2社はフィリピンで事業をおこなっていない外国の会社であると記載されている。

他方、被告のA氏は原告の社名であるSを含んだ“S-House”という名称と商号で事業を行っているフィリピン国民であり、被告の所有するA社はフィリピンの法律にもとづいて設立されて現に活動している会社である。

背景：

告訴状によると、原告のS-International社は1988年7月29日にレストラン業について“S”という商号/商標を登録した。申立てでは、原告および利害関係のあるその前身は、1957年以来、レストラン業について“S”という名称を使ってきた。原告は、長年にわたって世界中で登録し、使用してきたので、“S”という商標/商号が世界的によく知られたマークになっていると主張している。

原告は1996年のいずれかの時点で、被告がその事業名の一部として“S”という名称を採用しているのを知るに至った。1999年2月19日、原告は被告に書簡を送付し、原告に知的財産権があることを知らせ、被告の事業活動との関連で“S”という名称を使うのをやめるように要求した。

本件の進展/当事者が講じた措置：

告訴状によると、被告は書簡を受け取ったにも関わらず、その名称を使い続けたので、原告はDTIに対して、DTIが被告に交付した商号の証明書の取消を求める行政措置を申し立てた。告訴状によると、現在、行政措置はまだとられていない。

原告は、被告がその名称を使い続けたせいで、原告がフィリピンで“S”というレストランを設立して経営したりフランチャイズ権を与えたりするのを妨げられたと説明している。さらに、原告は失われた事業機会の形で少なくとも100万ペソの損害を被ったし現に被りつつあると主張している。原告はまた、

50万ペソの弁護士料の支払と、原告が告訴された行為を続けるのを禁止する予備的使用禁止命令の発行を求めている。

本件の結果：

本件の裁定はまだ下されていない。

所見：

記録類は、“S”という商標が旧商標法である共和国法（“R.A.”）166にもとづいて1988年に登録されたことを示している。したがって、裁判所は旧法にもとづく商標保護を支配した規則を適用することになる。R.A. 166では、商標の所有権と登録のシステムは実際の使用をもとにしている。裁判所はどちらの当事者が先に“S”というマークを実際に使用したのかを決めなければならない。商標の所有権の獲得をもとにした使用は合法的でなければならない。商取引で、しかもフィリピンで使用されたのでなければならない。（IGNACIO S. SAPALO、フィリピンの知的財産システムの背景資料75 [1994年]）

しかし、フィリピンは工業所有権保護に関するパリ条約の締約国である。フィリピンは、この条約にもとづいて他の締約国の会社に帰属する有名なマークに対して商標保護を差し伸べる義務がある。原告はやはりパリ条約の締約国であるアメリカ合衆国の会社である。したがってパリ条約が適用される。「使用」という要件については、最高裁が下した規範となる裁定は、フィリピンにおける使用の証拠はパリ条約にもとづく「国際的に有名な」マークの保護のための停止条件にはならないという推断を認めている。（SAPALO、同上79、La Chemise Lacoste対Fernandez、129 SCRA 373 [1984年]を引用）したがって、“S”というマークが「国際的に有名」であるということを原告が証明できたら、フィリピンにおける使用を証明する必要があるという立場を裏付ける判例があることになる。

比較すると、新しい法律である共和国法（“R.A.”）8293では、あるマークの権利は使用ではなくて登録で獲得される。さらに、マークの登録についての外国の申請と国内の申請の両方を支配する単一の手続がある。先に登録申請をした方に優先権が与えられるが、一定の条件を満たせば以前に外国で行った申請の優先権を主張できる場合がある。

事例25：不公正競争；商標侵害（民事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第167支部、パシグ市

本件の性質： 不公正競争；商標侵害

本件の概要：

- 1999年8月11日、原告が裁判所に告訴状を提出した。
- 1999年8月13日、裁判所は仮禁止命令の発行を求める原告の申立てを退け、予備的使用禁止命令の適用に関する審尋を設定した。

当事者の間の関係：

原告のA社はドイツ共和国の法律にもとづいて設立されて現に活動している会社である。告訴状の事実の主張によるとフィリピンでは事業を行っていない。一方、原告のB社はフィリピン共和国の法律にもとづいて設立されて現に活動している国内会社である。A社はさまざまなA社ブランド「A」のマーク/題銘/デザインの所有者であり、B社は、あらゆる種類の「A」製品を製造し、それらに適切な「A」のマークを使用する独占的権利をライセンス供与されたフィリピン子会社である。

被告のC氏は法定年齢に達しているが、その他の個人的な状況は不明である。被告はD社という名称と商号で事業を行っている。

背景：

原告は、C氏がニセの「A」のマークをつけた製品を製造してそれらを一般に販売/処分しているという報告を受け取った。1997年12月8日、請求にもとづいて搜索令状が発行された。令状にもとづいて、製造、販売、処分に使われた、あるいは使われたと疑われる器具や付属品を含め、「A」マークを付けたいくつかの製品が押収され、裁判所の管理下に置かれた。

本件の進展/当事者が講じた措置：

告訴状は、原告が本物のA社製品に見せかけた製品を製造したり利用したりした不公正競争のかどで、またそれらにニセの「A」マークを使用し、商売で販売し、処分した商標侵害のかどで有罪であると申し立てている。さらに、被告の活動によって、原告A社は裁判で決まるはずであるがそれでも200万ペソを下回らない実際の損害賠償、および100万ペソの控え目な損害賠償を請求する権利があると申し立てている。原告のB社は、少なくとも100万ペソの実際の損害賠償と少なくとも100万ペソの控え目な損害賠償の支払を申し立てている。さらに、原告2社は100万ペソの懲罰的損害賠償、50万ペソを下回らない弁護士料、および訴訟費用と法廷費用の支払を申し立てている。

原告はまた、被告の告訴対象の行為を当面やめさせ、その後恒常的に禁止す

る禁止命令または予備的使用禁止令状の発行を裁判所に求めている。これとの関連で、原告は、万一、最終的に原告がその令状の発行を求める権利がないということになったら、その発行によって被告が被る可能性のあるどんな損害でも埋め合わせるために、裁判所が決定した額の保証金を供託する用意があると表明した。

裁判所は1999年8月13日付の命令で仮禁止命令を求める原告の申立てを退けた。裁判所は予備的禁止命令発行の妥当性に関する審尋を設定した。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

本件は権利侵害と不公正競争に関する民事訴訟で、刑事訴訟とは別に起こされたものと思われる。商標侵害と不公正競争は、責任の表裏の側面、すなわち民事と刑事の訴訟の対象になる可能性のある行為である。裁判所規則では、刑事訴訟が起こされたら、暗黙のうちにその刑事訴訟と共に権利回復を求める民事訴訟が起こされたとは見なされる。ただし、例外があって、被害にあった当事者が（a）民事訴訟を放棄した、（b）別に民事訴訟を起こす権利を留保した、（c）刑事訴訟より前に民事訴訟を起こしていた場合には、民事訴訟が暗黙のうちに刑事訴訟と共に起こされたとは見なされない。

刑事訴訟が起こされた時点で民事訴訟が係争中であったら、その民事訴訟は刑事訴訟の最終判決が下されるまで停止される。しかし、予審裁判所で最終判決がまだ下されていないのであれば、刑事訴訟の審理を進めている裁判所に申請して民事訴訟を刑事訴訟と併合できることになっている。

注意しなければならないのは、民事訴訟の結果は刑事訴訟の結果から独立しているという点である。すなわち、刑事被告人の有罪や無罪は、民事訴訟の被告の責任の有無を裁定する際に民事訴訟の審理をしている裁判所に影響しない。さらに、刑事訴訟の消滅は、その消滅が民事上の責任が生じる可能性のある行為が存在しなかったという最終判決の判決理由に由来するものでない限り、民事訴訟の消滅につながらない。

本件では、この民事訴訟が関係する刑事訴訟の開始に先立って起こされたのか、あるいは関係する刑事訴訟の最終判決が下されたあとで起こされたのかどうか不明である。

事例26：商標侵害（カーステレオ）（刑事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所214支部、Mandaluyong市

本件の性質： 商標侵害（カーステレオ）

本件の概要：

- 1999年7月26日付で起訴状の提出を勧告するDOJ決定が下された。
- 1999年8月24日、裁判所に起訴状が提出された。

当事者の間の関係：

民間告訴人A社は、日本の法律にもとづいて設立されて現に活動している会社である。フィリピンでは事業をおこなっていないが、知的財産局に正当に登録した商標「Y」の所有者である。

被告人は、B社の設立者、株主、役員である。彼らは役員として会社の権限を行使し、B社のすべての事業を管理している。B社は国内会社である。

背景：

1996年のいずれかの時点で、A社はB社が「Y」の商標をつけたニセのカーステレオの販売に従事していることを知るに至った。1996年7月1日、A社はB社に停止要求書を送付した。しかし、その要求書は無視された。1998年3月25日、C社の市場調査員はB社から「Y」の商標をつけたカーステレオを2台購入できた。その後、1998年6月2日、その市場調査員はNBI捜査官と共に再び同じ店から同じ「Y」の商標をつけたカーステレオ1台を購入できた。その後、「Y」の代理人はこれら3台のカーステレオを分析し、それらがA社が製造したものでもなければA社製品として認定されているものでもないことを確認した。

本件の進展/当事者が講じた措置：

NBI捜査官の請求にもとづいて、搜索と押収を認めた搜索令状が発行された。搜索令状の執行の結果、偽物であるとされるA社製カーステレオ25台が押収された。被告人は、押収されたステレオは「Y」の商標がついてはいるがA社が製造したものでもなければ認定されたA社製品でもないという記録の証拠に異議を唱えるための反対宣誓供述書の提出を怠った。

1999年8月24日、裁判所に起訴状が提出された。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

上記のように、A社は日本の法律にもとづいて設立されて現に活動している会社であり、フィリピンでは事業を行っていないものの、知的財産権を守るためにフィリピンの裁判所に提訴している。この提訴は、締約国の知的財産権を保護する工業所有権保護のためのパリ条約にもとづいて認められている。フィリピンと日本は共にこの条約の締約国である。したがって、日本や他の締約国を本拠とする個人/会社は知的財産権を守るためにフィリピンの裁判所に提訴できる。逆に、相互主義にもとづいてフィリピンを本拠とする個人/会社の知的財産権が日本の裁判所で認められる。

事例27：不公正競争（酒類）（刑事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第56支部、マカティ市

本件の性質： 不公正競争（酒類）

本件の概要：

- 1997年12月2日付で搜索令状が発行された。
- 1997年12月17日、搜索報告書が裁判所に提出された。
- 1999年7月13日付で、被告人の訴追を勧告するDOJ決定がなされた。
- 1999年8月6日、起訴状が裁判所に提出された。
- 1999年8月11日、裁判所は被告人逮捕の命令を出した。

当事者の間の関係：

A社は、イギリスで設立された会社でA氏が所有している。B社はB社とC社が交わした契約にもとづくフィリピンにおけるA社の独占的流通業者である。

被告人D氏は法定年齢に達しているフィリピン人で、マニラ首都圏マカティ市のShop&Carry Mallにある店D社の経営者である。この店は、カーアクセサリー、缶詰製品、衣類、スナック食品、そして特に酒類の購入と販売に従事している。

背景：

記録によると、1997年10月1日、国際酒類連盟（IFSP）[6つの国際的な大手酒類製造会社で構成された香港を本拠とする反偽物連盟]ディレクターのE氏は、NBIに対して、IFSP加盟会社であるA氏が所有する酒を含むニセ酒の不当な製造、流通、販売についての被告人に対する取締活動への支援を要請した。

被告人の活動に関する調査のあと、3通の搜索令状の請求がなされた。1997年12月2日、搜索令状が発行された。これらのうち、2通は被告人が経営しているといわれる2店を対象に、残りの1通は被告人の住居を対象にした搜索を認めていた。1997年12月8日、NBI係官はこれらの店および被告人の住居で搜索令状を執行した。店の1軒についての搜索報告書は、被告人の店の1軒からニセ酒の入った100本以上のボトルが押収されたことを示している。

被告人が経営しているといわれたもう1つの店を対象にした令状は、その店が被告人以外の人所有して経営する軽食堂に変わったので、送達されずに返却された。被告人の住居で押収した物件は、さまざまな酒の空のボトル、多様な段ボール箱、および製品ラベル、スタンプ台、BIR紙片スタンプ、糊、詰

め替えできない付属品などの多様な製造用品の入った箱1つであった。

D氏は、自分は信義にもとづいた販売業者であり、自分が購入し、店に並べ、販売したワインが偽物だとは知らなかったと主張した。しかし、DOJは1999年7月13日付の決定で、不公正競争のかどで被告人の起訴状の提出を勧告した。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年8月6日、起訴状が提出された。1999年8月11日、裁判所は被告人の逮捕を命じる逮捕状を発行した。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

入手できた記録によると、搜索令状の発行、送達、執行、報告/返却、および被告人の起訴状の提出にいたる手続に明白な不備は認められなかった。

事例28：ビデオソフト規制委員会設置法違反（映画の録画）

(刑事訴訟)

裁判所：地方予審裁判所第1支部、マカティ市

本件の性質：P.D. No. 1987・ビデオソフト規制委員会設置法 違反[映画の録画]

本件の概要：

- 1999年6月28日付で被告人の訴追を勧告するDOJ決定がなされた。
- 1999年8月17日、裁判所に起訴状が提出された。
- 1999年8月19日、被告人の逮捕を命じる逮捕令状が発行された。

当事者の間の関係：

P.D. No. 1987にもとづいて設置された政府機関であるビデオソフト規制委員会（“VRB”）から告訴状が提出された。

記録類は、被告人A氏が日本人観光者であることを示している。入手できた裁判所の記録からは被告人の個人的状況に関するさらなる情報は確認できない。

背景：

記録によると、1999年6月7日のいずれかの時点で、マニラのMalateにあるHarrison Plaza Complexで警備員がいつもの巡回をしていると、映写技師から、観客の1人がPioneerフィルムの“Wild Side”という映画をビデオに録画しているという知らせがあった。被告人は拘束され、取調のために警察当局に引き渡された。被告人が使ったパナソニック製デジタル・ビデオカメラが警察によって押収された。

本件の進展/当事者が講じた措置：

VRBが提出した証拠、および被告人が反証提出を怠ったことをもとにして、DOJは1999年6月28日付けの決定で、告発された犯罪について被告人の訴追を勧告した。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

被告人の「映画の録画」という行為は、次のP.D. 1987セクション6によって罰せられる：

自然人であれ法人であれ、その人がビデオソフトの輸入、輸出、制作、

複製、公開、表示、販売、リース、処分をおこなうためにVRBに最初に登録し許可を受けたのでない限り、いかなる人もそのような活動に従事できない。VRBが発行した登録証や許可証が該当局から事業許可証やライセンスを入手する前提条件である。（強調は元の文献より）

被告人が逃亡したために、現時点では罪状認否手続ができない。被告人の身元を確認し、被告人に告発されている犯罪を告げ、被告人に弁明の機会を与えるために裁判所における被告人の罪状認否手続が必要である。

（GENEROSO V. JACINTO, SR., 改定裁判諸規則に関する注解と体系（刑事手続き規則）[規則110-127]） 320 [1994年]） 被告人不在の有効な裁判のためには、事前罪状認否手続が必要である。（Borja 対 Mendoza、77 SCRA 422）

事例 29：著作権侵害；損害賠償（音楽作品）（民事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第90支部、ケソン市

本件の性質： 著作権侵害；損害賠償（音楽作品）

本件の概要：

- 1999年6月30日、原告が裁判所に告訴状を提出した。
- 被告は1999年8月23日付で告訴の却下を申し立てた。
- 原告は、却下申立てに対抗して1999年9月9日付で意見書と反対申立書を提出した。

当事者の間の関係：

原告のA協会は、フィリピンの法律にもとづいて設立された非株式/非営利法人である。その主要目的は、フィリピン人会員の公演権、機械的複製権、同期権、出版権の共同管理である。また、フィリピンにおける外国の音楽作品の管理者としても認められている。

被告は法定年齢に達しているフィリピン人で、「B Club and Restaurant」という事業所の経営に従事している。

背景：

記録によると、PARIは、被告がPARIから必要な公演ライセンスを受けずにPARIが管理している音楽レパートリーを被告の事業所内で演奏していることを知るにいたった。原告は、被告に対して必要な公演ライセンスをとるようという要求書を送付したと説明している。

被告がそれを拒否したので、原告は被告を相手に本件の訴訟を提起し、裁判所に対して以下のことを求めている：

- 1) 初めに必要な公演ライセンスをとらずにPARIが管理している音楽レパートリーを被告の事業所で公演するのを禁止する
- 2) 1995年6月から1999年1月までの未払いのライセンス料25万300ペソ
- 3) 弁護士料5万ペソ
- 4) 訴訟費用

本件の進展/当事者が講じた措置：

被告は司法管轄権の問題を指摘して訴訟の却下を申し立てた。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

R.A. 7691（「首都圏予審裁判所、自治体予審裁判所、自治体巡回予審裁判所の管轄権を拡大する法律、1980年の司法再編法として知られているBatas Pambansa Blg. 129の目的のために修正」）にもとづいて、地方予審裁判所は、20万ペソ（マニラ首都圏では40万ペソ）を超える利子を除くあらゆる種類の損害賠償、弁護士料、法廷費用、訴訟費用の請求がなされている民事訴訟に対する管轄権を有する。首都圏と自治体の予審裁判所はこれより低い額の請求に対する管轄権を行使する。

被告は、原告が提訴した地方予審裁判所が本件の管轄権をもっていないと主張している。被告側は、25万300ペソという請求額は、地方予審裁判所が管轄できる請求ではなく、首都圏予審裁判所の管轄に該当するとし、告訴の却下を求めている。

私たちとしては、却下申立てに対する意見書と反対申立書に記載されている原告の主張の方が説得力があると考えている。原告は其中で、地方予審裁判所は訴訟の主体が「金額推定ができない」すべての民事訴訟に対する管轄権も行使すると指摘している。金銭の支払が「等価の代替ではなくて特定の契約の遂行または解除の結果またはそれに付随するものである場合、それらはその金額の推定であるとはできず、したがって〔その訴訟は〕〔地方予審裁判所の〕管轄である」。 (OSCAR M. HERRERA、救済法95 [1994年] [強調は本報告書より])

A協会は、著作権侵害の訴訟は、求められている第一の救済が、被告が必要な公演ライセンスを受けずに原告の音楽レパートリーと公演し続けるのを禁じることであるのだから、「金額推定ができない」と説明している。未払いライセンス料の支払の要求は単に求められている第一の救済に付随しているものに過ぎないといえる。したがって、管轄権は地方予審裁判所にあると見なすのが妥当である。

事例30：著作権侵害（ビデオテープ）（刑事訴訟）

裁判所：地方予審裁判所第1支部、マニラ

本件の性質： 著作権侵害（ビデオテープ）

本件の概要：

- 1999年4月7日、4通の起訴状が提出された。
- 1999年1月18日付で被告人の訴追を勧告する司法省（“DOJ”）決定I.S.No. 97-697がなされた。
- 1999年8月24日、被告人の罪状認否がおこなわれた。

当事者の間の関係：

本件の民間告訴人は映画制作反著作権侵害協議会（“MPAFPC”）会長のA氏である。A氏は、自分は現在、国内と外国の映画制作者、著作権所有者、輸入業者、映画館主で構成された民間の非政府組織である映画制作反著作権侵害協議会（“Council”）の反著作権侵害特別部会の会長を務めていると述べている。

被告人はB氏で、“B-Shop”、“B-Video”、“B-Clinic”、および名称不明のもう1つの店の経営者であるといわれている。入手できた裁判所の記録からは被告人の個人的状況に関するさらなる情報は確認できない。

背景：

民間告訴人から、海賊版ビデオテープの販売、リース、流通との関連でB氏ほか2名の著作権法違反活動に関する告発状が提出された。

1997年1月10日頃、NBIは告発にもとづいて4つの異なる住所で被告人の活動の捜査を行った。記録類は、搜索と押収が行われ（搜索令状と令状請求書は入手した記録の中には見当たらなかった）、それによって、それらの場所に海賊版のビデオテープ、ビデオCD、ベータマックステープ、レーザーディスクが確実に存在していることが分かったことを示している。

本件の進展/当事者が講じた措置：

予備審問の際、被告人は特に、海賊版をコピーしたと想定されている著作権の設定された映画のマスターテープが証拠に入っていないと主張した。また、映画のコピーに使ったといわれている機器をともしないビデオカセットテープやレーザーディスクの押収は「犯罪があったことを証明するものではない」と主張した。

審問官は、マスターテープ提出の必要性は裁判所の判断に任せるのが最善な証拠に関する事柄であると説明してこれらの主張を退けた。さらに、法律は、

単に、著作権所有者の書面による同意なしに映画を販売し、リースし、配布し、流通させるという行為を処罰するのであるとの論を展開した。

被告人は搜索の時点で必要なVRBのシールを貼付していないビデオカセットテープを所持していたので、被告の事業がビデオカセットテープの一般へのリース、販売、流通の事業を行うようになって以来、不法に制作されたテープが一般に販売、リース、流通されていたとの推定がなされている。

そこで、1999年4月7日、4通の別個の起訴状が裁判所に提出された。

本件の結果：

本件の判決はまだ下されていない。

所見：

上記のように、予備審問の際、被告人は著作権の設定された映画のマスターテープが証拠として提出されるべきであったと主張した。この点について、フィリピン最高裁はある裁判で次のように裁定する機会があった：

著作権を侵害したコピーのもとになったといわれる著作権の設定された映画のマスターテープの提示は、海賊版の映画を所持している者に対する搜索令状の妥当性のために必要であった。マスターテープは単に証拠上の問題であって搜索令状の発行を正当化する相当の根拠があるかどうかにとって決定的な要素ではないので、令状請求時にマスターテープの提示を行う必要がないという趣旨の申立人の主張は、意味があるとはいえない。当裁判所は、複製したりコピーしたりしたテープが必然的に申立人の所有するマスターテープから複製したものであると推定することはできない。

その後、最高裁はColumbia Pictures対上訴裁判所の裁判（261 SCRA 144 [1996年]）でこの裁定を説明し、次のように述べている：

要するに、マスターテープの提示の必要性に関するその件の想定宣言書は、せいぜいのところ、マスターテープと海賊版のコピーとの間に真のつながりがあるということに疑いがある場合に、著作権侵害裁判における相当の根拠の存在を判断する際の単なる指針として役立つに過ぎないと理解しなければならぬ。その件の裁定を客観的かつ注意深く読めば、その指示が、すべての、あるいは同様な著作権侵害裁判における決定的かつ不変の要件にすることを意図したものではないという結論に達せざるを得ないはずである。

したがって、裁判所には、本件の状況を自身がどのように理解するのかによって、本件でマスターテープの提示が必要かどうかを判断する自由裁量の余地があることになる。

事例31：不公正競争（衣類）[搜索令状]

裁判所：地方予審裁判所第12支部、マニラ

本件の性質： 不公正競争（衣類）

本件の概要：

- 1999年7月2日、裁判所に搜索令状の請求がなされた。
- 1999年7月5日、3通の搜索令状が発行された。
- 1999年7月14日、裁判所に搜索報告書が提出された。

当事者の間の関係：

民間告訴人F社は商標“ A ”をつけたA製品のメーカーである。

被告は“ A ”製品のイミテーションの販売や製造に従事しているとされる店「C」の所有者/経営者である。

背景：

1999年6月14日前後、NBIはF社から、“ A ”商標のもっともらしいイミテーションのコピーを使ったニセの“ A ”製品の販売、製造、流通に従事していると思われる人と店の調査へのNBIの支援を要請する告発の書簡を受け取った。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年7月2日、裁判所に3通の搜索令状の請求がなされた。1999年7月5日、裁判所はそれらの令状を発行した。令状にもとづいて、被告人の店からさまざまなニセの“ A ”製品が押収された模様である。

1999年7月14日、裁判所に搜索報告書が提出された。

本件の結果：

入手できた記録によると、本件に関連してまだ起訴状が提出されていないようである。

所見：

搜索令状請求を裏付けるために、NBIとF社の代表は被告人の活動の調査を行った。捜査官は被告人の店からサンプルとしてニセの“ A ”製品を購入した。民間告訴人の代理人は、本物のA製品と被告人の店から購入したサンプルの間には次の相違があることを証明した。特に、本物の皮製品のパッチは皮でできているのに対して、偽物のパッチは合成材料でできている。さらに、本物は699ペソの価格で売られているのに対して、偽物は275ペソで売られていた。

また、ニセのモデルの品質表示票に使われている青色がオリジナルよりわずかに薄かった。

Emerald Garment Manufacturing 対 上訴裁判所の裁判（G.R. 100098、1995年12月29日）で、最高裁は、さまざまな種類の衣類の商標“Stylistic Mr. Lee”はジーンズの商標“Lee”を侵害していないと裁定した。最高裁は、「優勢」という基準を適用したのである。これは、「競合する商標が混同や欺瞞を生む可能性が高いという理由で他者の主要または不可欠または優勢な特徴を含んでいるのであれば、侵害がある；複製やイミテーションは必要条件ではなく、商標の優勢な特徴の類似性で十分である」という意味である。侵害がないという裁定の中で、最高裁は次のように述べている：

第一に、本件に関わっている製品はさまざまな種類のジーンズである。これらはケチャップ、醤油、セッケンといった最低限の出費で済む日用品ではない。Maongのパンツやジーンズは安価ではない。したがって、その時々の購入者は購入する際に注意と分別を働かせ、熟慮すると想定される。

...

第二に、平均的なフィリピン人消費者は、ふつう、ブランドをもとにしてジーンズを購入する。販売員に単にジーンズを見せてくれとはいわず、たとえばLevis、Guess、Wrangler、あるいはさらにArmaniを見せてくれという。したがって、購入しようとする人は多少なりともジーンズの知識があって自分の好みをわきまえており、容易に他に気をひかれることはない。

最後に、前述の議論を踏まえて「ふつうの購入者」をもっと信頼しなければならない。本件という特定の文脈では、ふつうの購入者は「まったく不注意な顧客」ではなくて、関係する製品のタイプを考慮する「ふつうの判断力をもった購入者」である。（Emerald Garment Manufacturing 対 上訴裁判所、同上）

その上で、最高裁は、“Lee”は主として添え名であり、したがってその名称に対する独占的所有権を主張することはできないと裁定した。そして下級審の判決を覆して侵害はないと裁定した。

本件はいくつかの点でEmerald Garment裁判の状況とは異なっている。本件では同一のブランド名（すなわち“A”）が同じ種類の製品（すなわちさまざまな衣類、特にジーンズ）に使われている。さらに、衣類の外見を民間告訴人が製造して販売している衣類と同一にしようという意図があったように思われる。したがって、購入者の心に混同を生じさせると信じる一層大きな理由がある。

地方予審裁判所第3支部は、先に、被告の店を含め、商標“A”のもっともらしいイミテーションのコピーを使ったニセの“A”製品の販売、製造、流通に従事していると思われるマニラのTondoにある店を対象にした5通の搜索令状を発行した。しかし、5通の搜索令状の送達と執行に関する報告は、1通の報告書に統合されている。この統合報告書に添付された押収物件の目録は、被告の店の搜索の詳細に関する限り、発見が不首尾であった、すなわち、被告の店からは何の物件も押収されなかったことを示している。したがって、被告に対するさらなる刑事訴訟手続を支えるためには他の証拠を利用しなけ

ればならない。

事例32：不公正競争（電子製品）（搜索令状）

裁判所：地方予審裁判所第34支部、マニラ

本件の性質： 不公正競争（電子製品）

本件の概要：

- 1999年8月13日、搜索令状の請求がなされた。
- 1999年8月16日、搜索令状が発行された。
- 1999年9月13日、裁判所に搜索報告書が提出された。

当事者の間の関係：

民間告訴人はA社で、特に照明と電気製品に使われている“ A1 ”および“ A2 ”という商標の登録所有者である。

「B」はマニラのサンニコラスのNew Divisoria Mallにある店で、偽物のA社の電子照明製品の流通と販売に従事しているとされている。被告のB氏はその店の所有者である。

背景：

1999年8月16日付の宣誓供述書によると、市場調査員が、フィリピン市場で民間告訴人の知的財産権を侵害しているニセの照明製品の流通と販売の調査を行った。この調査をもとにして、市場調査員はマニラのBinondoで行った日常業務の市場調査の際に「B」という店が偽物のA社電子照明製品の不法な流通と販売に従事しているらしいことを発見した。

NBIは、この情報をもとに特別捜査官を派遣し、この捜査官が試験購入を行って調査結果を確認した。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年8月13日に搜索令状の請求がなされ、1999年8月16日に裁判所がそれを発行した。1999年8月16日、令状をもとに偽物のPhilips電子照明製品の入った多数の箱が押収された。1999年9月13日に裁判所に搜索報告書が提出された。

本件の結果：

本件に関連してまだ起訴状が提出されていない。

所見：

記録類によれば、搜索令状の請求、執行、報告に明白な不備は認められない。

本件は現在、「B」の所有者を刑事告発するかどうかを決定する予備的な調査のために司法省に送致されているのだと思われる。

事例33：不公正競争（電子製品）

裁判所：地方予審裁判所第34支部、マニラ

本件の性質： 不公正競争（電子製品）

本件の概要：

- 1999年8月16日、裁判所が搜索令状を発行した。
- 1999年9月13日、裁判所に搜索報告書が提出された。

当事者の間の関係：

民間告訴人はA社で、特に照明と電気製品に使われている“a”と“aa”という商標の登録所有者である。

「B」はマニラのサンニコラスのNew Divisoria Mallにある店で、偽物のA社の電子照明製品の流通と販売に従事しているとされている。被告のC氏およびD氏はその店の所有者または従業員である。

背景：

1999年8月16日付の宣誓供述書によると、市場調査員が、フィリピン市場で民間告訴人の知的財産権を侵害しているニセの照明製品の流通と販売の調査を行った。この調査をもとにして、市場調査員はマニラのBinondoでおこなった日常業務の市場調査の際に「X」という店が偽物のA社の電子照明製品の不法な流通と販売に従事しているらしいことを発見した。

NBIは、この情報をもとに特別捜査官を派遣し、この捜査官が試験購入を行って調査結果を確認した。

本件の進展/当事者が講じた措置：

1999年8月のいずれかの時点（入手できた記録からは正確な日付を確認できない）で搜索令状の請求がなされ、1999年8月16日に裁判所がそれを発効した。令状をもとに、15の箱に入った偽物のA社照明製品750点、および雑多なレシートや注文票が押収された。1999年9月13日に裁判所に搜索報告書が提出された。

本件の結果：

本件に関連してまだ起訴状が提出されていない。

所見：

記録類によれば、搜索令状の請求、執行、報告に明白な不備は認められない。本件は現在、「B」の所有者を刑事告発するかどうかを決定する予備的な調査

のために司法省に送致されているのだと思われる。

事例34：不公正競争（スポーツ用品）（搜索令状）

裁判所：地方予審裁判所第3支部、マニラ

本件の性質： 不公正競争（スポーツ用品）

本件の概要：

- 1999年7月2日、裁判所に搜索令状の請求がなされた。
- 1999年7月9日、搜索報告書が提出された。

当事者の間の関係：

民間告訴人は“V”という題銘とロゴの著作権所有者のV社である。入手できた裁判所の記録からは民間告訴人に関するさらなる情報は確認できない。

被告のB氏はマニラのRizal Avenueにある店「T」の所有者で、この店は偽物の“V”バスケットボールの不法な流通と販売に従事しているとされている。入手できた裁判所の記録からは被告の個人的状況に関するさらなる情報は確認できない。

背景：

1997年9月のいずれかの時点で、民間告訴人はNBIに対して、偽物の“V”スポーツ用品の製造と販売に従事しているとされる一定の店と人の調査、逮捕、訴追に関する支援を求めた。

被告のC氏は、マニラ首都圏マニラのSta. Cruzにあるスポーツ用品の販売に従事しているらしい店「M」の所有者である。

背景2：

V社の認定代理人が宣誓供述をおこなった。宣誓供述人は、1997年9月のいずれかの時点で、NBIに対して、偽物の“V”スポーツ用品の製造と販売に従事しているとされる店と人の調査、逮捕、訴追に関する支援を求めたと述べている。宣誓供述書には続けて、NBIの活動のおかげで短期間ながらニセの“V”スポーツ用品が市場から姿を消したと記載されている。しかし、しばらくすると、被告の店を含むいくつかの店が再びニセの“V”スポーツ用品の違法な販売と流通に従事しているのが分かったという。

1999年6月2日付のNBI捜査官の宣誓供述によると、監視と試験購入の結果、被告の店がニセの“V”バスケットボールの流通と販売に従事していることが分かったという。

本件の進展/当事者が講じた措置：

入手できた裁判所の記録には搜索令状のコピーが含まれていなかったが、1999年7月9日に裁判所に提出された搜索報告書から、1999年7月6日に搜索令状が発行されたようである。

1999年7月9日に裁判所に提出された搜索報告書によると、1999年7月6日に搜索令状がNBI捜査官によって被告の店に送達され、そこで9点のニセの“V”バスケットボールが押収された。

搜索報告書には、被告を訴追する刑事訴訟の証拠の保全のために、押収した物件を民間告訴人の管理下に置かせてほしいという請願が含まれていた。

本件の結果：

被告に対する起訴状はまだ提出されていない。

所見：

この不公正競争の訴訟は著作権所有者によって起こされた。不公正競争訴訟で勝訴するためには、告訴人は“V”の題銘とロゴに付随する定評を確証しなければならない。確証できなければ、勝訴は難しいと思われる。定評を確証するためには、“V”の題銘とロゴが実際の販売、広告、販促活動などを通してフィリピンで有名になっているということを証明しなければならない。

この訴訟のもとになっているのは著作権侵害なので、著作権所有者は著作権侵害についても提訴することが可能である。

入手できた限られた裁判所の記録によると、搜索令状の発行、執行、報告には明白な不備は認められない。

事例35：不公正競争（スポーツ用品）

裁判所：地方予審裁判所第3支部、マニラ

本件の性質： 不公正競争（スポーツ用品）

本件の概要：

- 1999年7月2日、裁判所に搜索令状の請求がなされた。
- 1999年7月6日、搜索令状が発行された。
- 1999年7月9日、裁判所に搜索報告書が提出された。

当事者の間の関係：

本件の民間告訴人は前の事例と同様に、“V”という題銘とロゴの著作権所有者のV社である。

被告は、ニセの“V”バスケットボールの不法な流通と販売に従事しているとされるマニラにある店「N」とその所有者のM氏である。

背景：

本件の搜索令状は前の事例と同じくV社の認定代理人がおこなった宣誓供述にもとづいている。上述のように、1997年9月のいずれかの時点で、NBIに対して、偽物の“V”スポーツ用品の製造と販売に従事しているとされる店と人の調査、逮捕、訴追に関する支援を求めたと述べている。

宣誓供述書には続けて、NBIの活動のおかげで短期間ながらニセの“V”スポーツ用品が市場から姿を消したと記載されている。しかし、しばらくすると、被告の店を含むいくつかの店が再びニセの“V”スポーツ用品の違法な販売と流通に従事しているのが分かったという。

1999年6月2日付のNBI捜査官の宣誓供述によると、監視と試験購入の結果、被告の店がニセの“V”バスケットボールの流通と販売に従事していることが分かったという。

本件の進展/当事者が講じた措置：

入手できた裁判所の記録には搜索令状のコピーが含まれていなかったが、1999年7月9日に裁判所に提出された搜索報告書から、1999年7月6日に搜索令状が発行されたようである。

1999年7月9日に裁判所に提出された搜索報告書によると、1999年7月6日に搜索令状がNBI捜査官によって被告の店に送達され、そこでさまざまな動産が押収された。入手できた記録には押収物件の目録のコピーが含まれていない。

搜索報告書には、被告を訴追する刑事訴訟の証拠の保全のために、押収した物件を民間告訴人の管理下に置かせてほしいという請願が含まれていた。

本件の結果：

被告に対する起訴状はまだ提出されていない。

所見：

この不公正競争の訴訟は著作権所有者によって起こされた。不公正競争訴訟で勝訴するためには、告訴人はVの題銘とロゴに付随する定評を確証しなければならない。確証できなければ、勝訴は難しいと思われる。定評を確証するためには、Vの題銘とロゴが実際の販売、広告、販促活動などを通してフィリピンで有名になっているということを証明しなければならない。

この訴訟のもとになっているのは著作権侵害なので、著作権所有者は著作権侵害についても提訴することが可能である。

入手できた限られた裁判所の記録によると、搜索令状の発行、執行、報告には明白な不備は認められない。

事例36：差止命令および損害賠償／不公正競争および商号の不法使用

管轄裁判所： 地方裁判所第90支部（ケソンシティー）

事件の性質： 差止命令および損害賠償／不公正競争および商号の不法使用

事件の概略：

- 1999年9月22日、訴状が提出される。
- 1999年10月25日、答弁書が提出される。
- 被告C氏に代わって、1999年10月10日付の原告による一方的緊急差止命令（TRO）申請に反対する文書が提出される（提出日は確認不能）。
- 1999年10月5日、原告によるTRO申請に反対する文書が提出される。
- 1999年9月24日付の命令により、同年9月27日にTROに関する聴聞会が設定される

当事者間の関係：

原告A社は、フィリピンの法律に基づいて正式に設立され存続する企業であり、議会の免許を受けて電気通信サービスを提供する事業に従事している。

被告B社は、フィリピンの法律に基づいて正式に設立され、存続する企業である。被告C氏は、法定年齢に達したフィリピン人であり、B社の設立者・役員である。

背景：

原告A社は訴状の中で、「A」という商号は、その独占的・継続的使用および一般大衆との広範な取引により、同社が提供する電気通信サービスでフィリピンならびに海外において広く知られるようになったと主張した。さらにA社は、1998年に被告らが「A.com」のドメイン名を使ったウェブサイトを開設せしめ、このサイトをインターネットの国際ドメイン名登録機関である「ネットワーク・ソリューションズ社」に登録したと述べた。訴状によれば、このドメイン名は被告C氏を含む1人、数人またはすべてのB社役員の名前で登録された。

A社は、被告らが「A.com」というドメイン名を不当に使用した結果、自社の商号・商標である「A」をドメイン名として使おうと試みるができなくなり、代わりに「A.com.ph」というドメイン名に甘んじることを余儀なくされたと主張した。A社は、被告らがドメイン名「A.com」を登録・使用した結果、以下の事態がもたらされたと主張した。

「被告らは、インターネット・ユーザーを欺いて自らのサイトに導き、原告、その事業やサービス、役員の名声を損ない、評判を傷つける傾向のある記事

や特集、イラストを閲覧させている。この計略により被告らは、顧客や潜在的投資家の間において原告の評判および信用を台無しにする都合のよい手段として「A」という商標・名称を利用することに成功した」

原告は、当該サイトに原告の評判を直接には傷つけないその他の記事や特集、イラストも含まれていることを認めている。しかしながら原告の説明によれば、原告自身はこれらの見解や措置を支持しておらず、ドメイン名「A.com」の使用により、A社が原告自身のサイトと同様にこれらの見解や措置をも支持しているものと一般大衆に誤解させている。

事件の展開／当事者が講じた措置：

A社は、1999年9月22日に被告らに対する訴状を提出し、その中で以下のとおり主張した。

A社は第一の訴訟原因の中で、一般大衆を誤り導く可能性のある商号の不法使用のかどで被告らを告発した（共和国法（「R.A.」）第8293号フィリピン知的所有権法第165節）。A社は、自社には被告らからの損害賠償と以下の行為を抑止する最終的な禁止的差止命令を得る権利があると主張した。

- (1) 「A」という名称をサイトのドメイン名またはアドレスに使用すること。
- (2) インターネット・ユーザーを当該サイトに誘導またはリンクさせる効果のある頭字語「A」を使ってコンピュータ機器やコンピュータ言語（隠しコードやメタタグを含む）を利用すること。

またA社は、被告らに以下の行為を要求する最終的な作為的差止命令を得る権利があると主張した。

- (1) ドメイン名「A.com」の登録を取り消すこと。
- (2) 被告やホストコンピュータ、サービス・プロバイダーにおけるドメイン名「A.com」を使用するサイトの運営および維持をやめること。

A社は第二の訴訟原因の中で、被告らの行為が不公正競争を構成することを以下のとおり強調した。

「被告らは「A.com」を不正に使用するとともに無許可で登録し、被告らのサイトに掲示された記事、特集およびイラストと関連づけて使用しているが、これは原告の商品、事業またはサービスの評判を傷つけることを目的とする

信義則に反する行為であり、共和国法第8293号〔・〕でいう不公正競争を構成する」

これを理由に原告は、損害賠償と上で論じた最終的な禁止的・作為的差止命令を求める権利が自らにあると主張した。

同様にA社は、損害賠償の支払いについても、以下のとおり具体的に要求した。

- (1) 正確に証明することのできない金銭的損失に相当する最低10万ペソの適度の損害賠償金
- (2) 誤りを正して公に手本を示すための最低100万ペソの懲罰的損害賠償金
- (3) 最低25万ペソの弁護士費用と訴訟費用

A社は、一方的緊急差止命令と暫定的な禁止的・作為的差止命令の両方またはいずれか一方を嘆願した。この点についてA社は、被る可能性のある損害に対して被告らを法的に免責することを保証する意思を示し、救済を求める自らの権利を裏付ける根拠を改めて述べた。A社は、当該申請が審理されるまでに回復不能の損害がもたらされるであろうと説明し、以下の点を説得力のある理由として考慮するよう裁判所に求めた。

- (1) インターネット・サーファーが被告らのサイトに導かれる可能性が高いこと。
- (2) インターネットのアクセスおよび利用が高速・簡便・大量であるため、A社の評判に対する損害が悪化するであろうこと。
- (3) A社の株への潜在的な国内・国際投資家が混乱し、商業面で損害を被る可能性があること。

事件の展開／当事者が講じた措置：

被告であるB社は、1999年10月25日に答弁書を提出した。B社は答弁の中で、本件訴状には有効な訴訟原因が示されていないと説明した。B社は以下の答弁書を提出した。

- (1) B社は、当該ドメイン名とウェブサイトはC氏が自分の名において単独で購入・登録・保持するものであり、B社が利用するウェブサイトは「A.com」とは明確に異なる別のサイトであると述べた。
- (2) B社は、原告には訴訟を起こす法的能力がないと攻撃した。B社によれば、A社の活動期間（50年間）はすでに失効しており、原告にはフィリ

ピンの裁判所で原告として認められるための法的人格がない。

- (3) B社は、「A」というイニシャルは一般的な文字の組み合わせであり、著作権の保護対象ではないため、A社はこのイニシャルに関する知的所有権を取得することができないと説明した。
- (4) B社は、A社が当該ドメイン名をめぐって被告C氏と接触または交渉する努力を怠ったことを理由に、A社側に悪意があるとした。B社の説明によれば、ドメイン名は先着順に登録されるのだから、C氏が当該ドメイン名を流用することになった原因はA社の無能と怠慢にある。この点を納得させるためにB社は、対応するトップレベルのドットコム（.com）ドメイン名の使用権を持たない国内有名企業の例をいくつか挙げた。
- (5) B社は、裁判所に本件や当該行為の性質について決定する管轄権がないという主張を立証しようと試みた。B社は、当該ウェブサイトを管理するウェブサーバーは米国フロリダ州パコ・ラトンにあるが、ネットワーク・ソリューションズは米国バージニア州に本拠を置いていることを指摘し、本件に関する決定は必然的にフィリピンの領土を超えて影響を及ぼすであろうと述べた。
- (6) B社は、仮にB社が本件訴訟における適切な当事者・被告であるとしても、訴状が要求する措置は表現の自由に関する被告の憲法上の権利を直接侵害するものとみなすべきであると強調した。

B社の主張は以下のとおりである。

「A.comウェブサイトは明らかに非営利サイトであり、その目的は一般消費者に影響を及ぼす原告のサービスに関する作成者とユーザーの不平・不満や、その他の政治・社会面の時事問題を風刺的なパロディの形で表現し、自由に議論することである」

- (7) B社は、暫定的差止命令の発行に反対し、原告はそのための明確な法的権利を立証していないと強調した。
- (8) 最後にB社は、以下の金額の反対要求を強く主張した。

- (1) 5,000 万ペソの道徳的損害賠償金
- (2) 5,000 万ペソの懲罰的損害賠償金
- (3) 出廷 1 回につき 100 万 5,000 ペソの弁護士費用

被告C氏は、答弁書提出期限の延期を要求しており、まだ答弁書を提出していな

かった。しかし被告C氏は、TROと暫定的な禁止的・作為的差止命令の両方またはいずれか一方を求める原告の申請に反対する文書を提出した。この文書の中で被告は、自らがA.comドメイン名の登録所有者であることを認め、以下の陳述を行った。

- (1) 原告は「A.com」のドメイン名を登録しようと試みたことがない。
- (2) メタタグや隠しコードの使用は否定しないが、これは一般大衆やインターネット・ユーザーを混乱させたり誤り導いたりするものではない。C氏は、たとえ検索エンジンで参照されるにしても、当該サイトが個人的なコメントや風刺の掲示だけを目的としていることは明白であると強調した。
- (3) C氏は、表現の自由に対する自らの憲法上の権利を引き合いに出し、A社の料金計算制度や不十分な顧客サービスに関する消費者の不満の表明も含めて、政治的風刺を掲示するためにフォーラムを開設する行為に法的根拠があるとした。C氏は、インターネット・ユーザーも同様に自分のコメントを当該サイトの公開討論ボードに掲示できることを懸命に主張した。

事件の結果：

本件に関しては、まだ判決が下りていない。

論評：

ドメイン名はコンピュータに割り当てられる英数字のアドレスで、インターネットに接続する膨大な数のコンピュータの中で、当該コンピュータの位置を識別するものである。ドメイン名は、だれでも先着順で登録することができる。上述のように、ネットワーク・ソリューションズ社はインターネットの国際ドメイン名登録機関である。

法律上、商標権侵害は登録商標または当該商標の偽造品の「商業的使用」と定義されている。この定義に従って、「商標所有者の権利を侵害しない方法でドメイン名を実際に商業的に利用しない限り、別の法的主体が登録した商標に似たドメイン名を登録・所有しても商標権の侵害にはならない」という意見が出されている。

本件の原告は、商号の「不法使用」を理由に訴訟を起こしている。原告は自らの立場を主張するため、R.A.第8293号第165節を以下のとおり引用している。

「名称または呼称は、その性質もしくは当該名称または呼称の用途によって公共秩序または社会道徳に反する場合や、当該名称によって特定される性質

や企業に関して、特に業界関係者や一般大衆を欺くおそれのある場合は、これを商号として使用してはならない」

商号とは「ある企業を特定または区別する名称または呼称」（R.A.第8293号第121.3節）である。

原告は、不公正競争の存在も主張している。R.A.第8293号第168節は次のように定めている。

「登録商標を利用しているかどうかに関係なく、一般大衆の心の中で、自らが製造するか取り扱う商品、その事業またはサービスと他者の商品等とが明確に区別されている者は、当該商品の信用に関する財産権を有し、この権利は他の財産権と同じ方法で保護される」

不公正競争には以下の行為が含まれる。

「168.1 取引の過程で虚偽の陳述を行った者、もしくは他者の商品、事業またはサービスの信用を傷つけることを目的とする信義則に反するその他すべての行為を行う者」

「A.com」サイトに掲示された記事の中には、A社の「商品、事業またはサービスの信用を傷つける」ことを目的とするものがあると結論を下すのが妥当である。

アメリカでは、ドメイン名を使って、特定の社会的・政治的その他の見解に立つインターネット・サーファーが、逆の意見を支持するサイトにアクセスするよう仕向ける手法が用いられているが、この状況を説明するために「政治的サイバー不法占拠」という言葉が作り出されている。この問題を取り扱った主なアメリカの事件に、米国産児制限連盟対ブッキ（97 Civ. 0629 [KNW] [S.D.N.Y. 1997年3月26日]、aff'd. - F. 3d - [2d Cir., 1998年2月9日]）がある。

この事件では、性・生殖面の健康、避妊・家族計画、妊娠、性行為感染症、中絶に関する情報をインターネット・ユーザーに提供する非営利組織である原告の米国産児制限連盟が、同連盟のサービス・マークをドメイン名として使用する被告の行為に対する差止命令を勝ち取ることに成功した。被告は中絶反対論者で「カトリック・ラジオ」というラジオ番組の司会者であり、「www.plannedparenthood.com」というドメイン名を登録していた。このウェブサイトは、中絶反対論を支持する本『中絶のコスト（The Cost of Abortion）』の特集に利用された。また、同書の著者に関する情報、著者の連絡先、インタビュー・講演依頼についての詳細も掲示していた。

この事件で裁判所は原告を支持する裁定を下し、被告のドメイン名に原告のサー

ビス・マークを使用することを禁じる差止命令を出した。裁判所は、この裁定の根拠として以下の要因を挙げた。まず裁判所は、このドメイン名の使用が原因で消費者が混乱する可能性がある」と認定した。裁判所は「最初の関心の混乱」の原則に基づき、次のように述べた。

「被告のドメイン名とホームページ・アドレスは、その外観によってインターネット・ユーザーの間に混乱を引き起こす対外的ラベルであり、原告のウェブサイトを探すインターネット・ユーザーに、被告のウェブサイトアクセスする時間とエネルギーを浪費させるおそれがある」（産児制限連盟対ブッキ、上記を参照）

裁判所は、被告のホームページを否認するだけでは、当該ドメイン名の使用によって生じた混乱を完全に鎮められないであろうことも強調した。

また裁判所は、当該サイトが「パロディ」であるとする被告の主張も退けた。実際に、当該サイトは「産児制限ホームページへようこそ！」というメッセージで始まっていた。したがって当該サイトは、インターネット・ユーザーに当該ウェブサイトが原告のサービスであると誤解させる可能性があった。

裁判所は、当該ウェブサイトの利用は言論の自由の保護対象に含まれないとの裁定を下し、この保護を適用するには当該サービス・マークの使用が「伝達メッセージ」の一部でなければならないと説明した。ところが、被告はインターネット・ユーザーに当該ドメイン名およびサイトを原告の作品であると連想させていた。裁判所は、被告がドメイン名に原告のサービス・マークを組み入れる「芸術的」必要性はないと認定した。

裁判所は、次の三つの理由で商業的利用であることを支持する所見を示した。

（１）被告は当該行為による金銭的利益がないにもかかわらず、書籍の販売を促進している、（２）被告は基本的に自らの活動資金集めに従事する非営利政治活動家であり、この活動は被告の目標を推し進めている、（３）被告の行為は商業的に原告に損害を与えることを目的としており、現に損害を与えている。

サイバー不法占拠に関する別の主要な事件に、バリー・トータル・フィットネス・ホールディング・コーポレーション対アンドリュー・Ｓ・フェーバー事件がある（29 F. Supp. 2d 1161, C. D. Cal., 1998年11月23日）。バリー事件では、裁判所は被告を支持する判決を下し、原告が提起した商標権侵害・希釈の主張を退けた。この事件は、被告が原告のヘルスクラブ事業を批判する目的で「www.compupix.com/ballysucks」というアドレスのウェブサイトを運営したことに関するものだった。

この決定は、消費者の間に混乱がもたらされる可能性はないという裁判所の所見に基づいていた。このサイトは冒頭にバリーの商標のイメージが表れ、その全体に「sucks」という言葉がかぶせてある。また、このサイトには未公認であることが明記され、いかなる製品も販売されていない。重要なのは、ドメイン名自体はウェブサイトの性質に関して誤解を招くようなものではなかったことである。上述のように、このウェブページは「www.compupix.com/ballysucks」というアドレスを使っていた。裁判所によれば、何らかの形で名指ししなければ当該団体を批判することはできないので、「Bally」という言葉の使用は必要である。にもかかわらず、「Bally」という言葉は嫌悪を表す「sucks」という言葉と組み合わされているため、サイトの内容は明白である。この点について裁判所は、商標所有者である他団体を批判する非営利サイトを売り込むためにメタタグに当該団体の商標を使用することを認めた。

バリー事件と違って、産児制限連盟事件の被告は、被告が運営するサイトが原告の団体と関連しているとインターネット・ユーザーに間違えて信じ込ませる可能性のあるドメイン名を使っていた。バリー事件では、原告の商標が含まれていたのはポストドメイン・パスであり（つまり「ballysucks」はドメイン名の主要部分には含まれていなかった）、「ballysucks」という言葉自体は当該サイトの性質を明白に示していた。しかしながら産児制限連盟事件の場合、「www.plannedparenthood.com」というドメイン名はサイトの性質・起源に関して消費者に誤解させる可能性があるともなされた。

要するに上記両事件は、当該サイトの性質や起源に関して消費者の混乱を招くおそれがある場合には、ウェブサイトで他団体を批判することを禁じるために著作権法が利用される可能性があることを示しているように思われる。一方、当該サイトの性質や起源について消費者の混乱を招く可能性がない場合は、ウェブサイトで他団体を批判しただけで商標権の侵害とみなされることはない（89 TMR 515、517を参照）。

この種の事件は目新しく、フィリピンではインターネット関連の紛争に関する判例がないため、国内の裁判所はアメリカの判例に頼って方針を決める可能性がある。したがって、産児制限連盟事件やバリー事件などの主要事件で定められた原則が、フィリピンの裁判所で説得力を持つようになるだろう。

この事件に関する最近のプレスリリースによれば、B社の弁護士は、被告のウェブサイトは消費者が苦情を申し立てるフォーラムとして利用されているため、このサイトに関して混乱が生じる可能性はないことを立証する下地を作っているようである。また同弁護士は、A社はA社ウェブサイトの広告に多額の資金を投じ

ているため、原告のウェブサイトと被告のウェブサイトとが混同される可能性は非常に低いと強調した。

事例37：不公正競争（スポーツ用品）

管轄裁判所： 地方裁判所第3支部（マニラ）

事件の性質： 不公正競争（スポーツ用品）

事件の概略：

- 1999年7月2日、裁判所に搜索令状申請書が提出される。
- 1999年7月9日、搜索令状返却書が提出される。

当事者間の関係：

これも私人原告、すなわちA社スポーツ用品著作権の考案者である民間人B氏が提訴した事件である。

被告はマニラのキアポにある店C社の所有者C氏で、この店は模造A社製バスケットボールを不法に配給・販売していると言われている。

背景：

1997年9月某日、私人原告は模造A社スポーツ用品の製造・販売に従事していると言われる特定の事業所および当事者の捜査・逮捕・起訴に関して国家捜査局（「NBI」）の援助を求めた。これらの活動に携わっている疑いのある事業所の一つが、C社だった。NBIの捜査が入った結果、偽造A社スポーツ用品は一時的に市場から姿を消したように見えた。

しばらくたって、被告の店を含む複数の事業所が再び偽A社スポーツ用品を不法に販売・配給していることが分かった。1999年6月2日付けのNBI捜査官の宣誓供述書によれば、査察と試験購入の結果、被告の店が偽造A社バスケットボールの配給・販売に従事していることが確認された。

事件の展開／当事者が講じた措置：

搜索令状第99-1266号の写しは、入手可能な公判記録に含まれていなかった。1999年7月9日に裁判所に提出された搜索令状返却書によれば、搜索令状第99-1266号は1999年7月6日に被告の事業所でNBI捜査官が送達・執行した。令状の権限に基づき、A社のブランド名入りのミニバスケットボール8個が押収された。

搜索令状返却書には、被告に対する刑事裁判で証拠を保存するため、私人原告による押収品の保管を認めるよう求める請求趣旨申し立てが含まれていた。

事件の結果：

この事件に関して、被告に対する告訴状はまだ提出されていない。

論評：

入手可能な公判記録によれば、搜索令状の発行・執行・返却において明白な不法行為はなかった。

事例38：著作権侵害／不公正競争（ソフトウェア）（刑事事件）

管轄裁判所： 地方裁判所第90支部（ケソンシティ）

事件の性質： 著作権侵害／不公正競争（ソフトウェア）

事件の概略：

- 被告の起訴を勧告する司法省決定の日付は1998年1月27日である。
- 1998年2月10日、著作権侵害と不公正競争に関して被告に対する4通の告訴状が提出される。
- 1998年6月5日、一連の事件の併合を求める申し立てが裁判所に提出される。
- 1998年6月8日、被告に対する逮捕令状が発行される。
- 1998年7月14日、罪状認否手続きが実施され、被告が無実を訴える。
- 1998年8月28日、第84支部から第90支部に事件を移送する申し立てが提出される。
- 1999年6月16日、第84支部から第90支部に事件を移送する申し立てが承認される。

当事者間の関係：

私人原告はA社とB社であり、両社ともアメリカの法律に基づいて設立され存続している。どちらの会社もフィリピンでは事業を実施していないが、各種ソフトウェアの知的所有権を保護するために提訴している。被告C氏は、C社の所有者であり、パソコン、モニター、プリンタ、周辺機器の販売・配給・小売事業に従事する個人事業主である。

背景：

記録によれば、1995年8月15日に市場調査員が、被告が複製ソフトウェアをインストールしたハードディスクを顧客に販売し、A社とB社のソフトウェアを不法に複製・コピー・配給している疑いのある件について調査を委託された。調査の結果、そのような活動が行われているという確証が得られた。

1995年8月23日、NBI捜査官と上記市場調査員は試験購入により、A社とB社のソフトウェアの複製品がインストールされたハードディスクを被告から購入することに成功した。この購入品には、インストールされたソフトウェアのライセンス契約書やユーザーズ・マニュアルは添付されていなかった。

事件の展開／当事者が講じた措置：

この販売に基づいて裁判所に搜索令状が申請され、搜索令状が発行された。これらの令状は1995年9月23日に被告の事業所で送達・執行された。令状の権限に基づき、各種のソフトウェアとハードウェアが押収された。

C氏は宣誓供述書で、無許可のコンピュータ・ソフトウェア・プログラムのコピー・複製・配給・販売に従事したことを否認した。被告は、販売されたハードディスクにはいかなる種類のソフトウェア・プログラムも含まれていないと主張した。また、搜索令状に従って押収された物品は売り物ではなく、被告個人の私用品であると説明した。最後に被告は、もし何らかの犯罪行為があったとすれば、それは原告の扇動によるものだと主張した。

司法省は1998年1月27日付の決定で、不公正競争と著作権侵害で被告を起訴すべきことを勧告した。これに従い、1998年2月10日に著作権侵害と不公正競争に関して被告に対する4通の告訴状が提出される。1998年6月5日、これら事件の併合を求める申し立てが裁判所に提出された。

1998年6月8日、被告に対する逮捕状が発行された。1998年7月14日、被告は罪状認否を問われ、無実を主張した。

1998年8月28日、第90支部に事件を移送する申し立てが提出された。同支部は最高裁によって、ケソンシティ地方裁判所の裁判権内にあるすべての知的所有権関連事件を審理・審問する専属管轄権を有する支部に指定されている。この申し立ては1999年6月16日に裁判所によって承認された。

事件の結果：

本件に関しては、まだ判決が下りていない。

論評：

被告は予備調査で、著作権侵害に関する告発を正当と認めるには、事前の通達書、通知書、告訴状または要求書か停止命令書が不可欠であると主張した。被告は、精神状態を証明するためには予告が必要であると主張した。

事前に上記の措置を講じる必要があると定めている法律はない。さらに、著作権侵害は特別法の侵害に当たるため、罪を犯す意図は犯罪の証明に不可欠な要素ではない。R.A.第8293号の施行前に提訴された本件では、告訴状の中に修正刑法（「RPC」）に基づく不公正競争に関する告発も含まれている。RPCに基づく不公正競争の場合、一般大衆を欺く意図があったか否かが一つの判断基準になると言っている。しかしながら、これは販売された商品の外観の類似性といった他の状況によって証明することができる。したがって、RPCに基づく不公正競争の告

発においても、やはり予告は不可欠なものではない。

事例39：著作権侵害（音楽）（刑事事件）

管轄裁判所： 地方裁判所第1支部（マニラ）

事件の性質： 著作権侵害（音楽）

事件の概略：

- 1997年7月22日、搜索令状が発行される。
- 司法省決定は1998年4月15日である。
- 1999年4月19日、被告に対して20通の告訴状が個別に提出される。
- 1999年4月27日、被告に対する逮捕状が発行される。

当事者間の関係：

私人原告は、B氏を代表者とするフィリピン・レコード産業協会（"PARI"）とPARI会員企業の代理人である。

被告C氏は、レコード産業で著作権を侵害している疑いがあり、著作権所有者の承認を得ずに、著作権で保護された録音物を不法に販売・処分していると言われている。

背景：

記録によれば、レコード産業で著作権を侵害している疑いのある被告の活動に関してPARI職員が査察活動を実施した。調査の結果、不法活動の確証が得られ、NBIに報告された。NBIは独自の調査により、この情報が正しいことを確認した。

事件の展開／当事者が講じた措置：

マニラ地方裁判所に搜索令状の発行が申請され、同裁判所は1997年7月22日に令状を発行した。搜索令状返却書の写しは、入手可能な公判記録に含まれていなかった。

司法省決定によれば、この搜索令状は1997年7月24日に送達・執行された。令状の権限に基づき、複数のアルバムと種々雑多な音楽カセットが押収された。押収品から、PARI会員企業に属する録音物の著作権が許可なく複製されていることが明らかになった。

被告は予備調査に出席せず、反証を提出しなかった。1998年4月15日、司法省は決定により、被告を著作権侵害で起訴すべきことを勧告した。

事件の結果：

本件に関しては、まだ判決が下りていない。

論評：

録音物はR.A.第8293号第208節で以下のとおり保護されている。

「録音物の製作者は、以下の独占権を有するものとする。

208.1 自らが製作した録音物を何らかの方法または形式で直接的または間接的に複製し、これらの複製品を販売することを許可する権利、および
〔・〕 賃貸・貸与する権利」

著作権法に基づき、録音物の製作者には、自らが録音した音楽作品の複製に関する独占権がある。これは、音楽を作る作曲家に拡張適用される無許可複製からの著作権保護と区別しなければならない。作曲家はR.A.第8293号第177節に基づく創作者として保護され、同節は、著作権は「当該作品または当該作品の重要部分の複製」に関する独占権からなるものとする、と定めている。

一般にPARIは、録音物の侵害に関する刑事事件においてレコード会社を代表する私人原告であり、フィリピン作曲家・著作者・発行者協会（「FILSCAP」）は音楽作品の侵害に関する事件の私人原告である。

録音物の場合、一般に訴訟は当該レコード会社の複製権の侵害をめぐって、すなわち、当該企業がライセンスを有する録音物が海賊版のアルバムやカセット、CD、VCDで複製されたことを理由に提起される。一方、FILSCAPが起こす訴訟は公演権に関係がある。すなわち、この訴訟は通常、会員が作曲した音楽を必要な許可を得ずに演奏する事業所に対して起こされる。言い換えれば、録音物の製作者は録音物の複製に関しては独占権を有するが、自分が録音した音楽作品に関する公演権は行使しない。したがって、ラジオ局や営利施設での音楽演奏、すなわち「公演」に対するロイヤルティーは、その音楽の作曲者に支払われる。

事例40：著作権侵害（音楽）

管轄裁判所：地方裁判所第214支部（マンダルヨン）

事件の性質：著作権侵害（音楽）

事件の概略：

- 1998年9月18日、裁判所に搜索令状が申請される。
- 1998年9月18日、裁判所が搜索令状を発行する。
- 1999年2月23日、告訴状が提出される。
- 1999年3月1日、同年3月16日に被告の罪状認否手続きを行う旨の通知書が発行される。

当事者間の関係：

私人原告は、A氏を代表者とするフィリピン・レコード産業協会（"PARI"）とPARI会員企業の代理人である。

被告ケネディ・"ケネス"・タンソは、レコード産業において著作権を侵害している疑いがあり、メトロマニラのマンダルヨン・シティーのメガモールにあるC社の所有者・経営者と見られる。同店は、海賊版の音楽録音物を不法に所有・販売・配給していると言われている。

背景：

記録によれば、被告とその事業所の活動についてPARI職員が査察活動を実施した。調査の結果、被告の事業所で海賊版の音楽録音物が不法に所有・販売・配給されていることを示す確証が得られた。この調査結果はNBIに報告され、NBIは捜査官を派遣して事件を調査させ、この情報を確認することができた。

事件の展開／当事者が講じた措置：

1998年9月18日、裁判所に搜索令状が申請され、裁判所は同日中に令状を発行した。司法省決定によれば、捜査令状は1998年9月19日に送達・執行された。令状の権限に基づき、約29枚のコンパクトディスクが押収され、これらには被告が著作権所有者の承認を得ずに録音・所有・販売する、著作権で保護された音楽録音物が含まれていると言われる。

被告は予備調査に出席したが、反証を提出できなかった。したがって1999年1月29日、司法省は決定により、被告を著作権侵害で起訴すべきことを勧告した。

1999年2月23日に告訴状が提出され、1999年3月1日、同年3月16日に被告の罪状認否手続きを行う旨の通知書が発行された。

事件の結果：

本件に関しては、まだ判決が下りていない。

論評：

入手可能な公判記録によれば、この手続きにおいて明白な不法行為はなかった。

海賊版の売買に従事している疑いのある事業所の一斉検挙は、さまざまな商業地域にまたがって実施されている。本件における一斉検挙は、客の多いこの都市で最大の商店街であるメガモールで実施された。商品の安売りで有名なディヴィソリアの三流店も、このNBIによる一斉検挙の対象となっている。著作権侵害行為が広くはびこっている原因は、知的所有権法の軽視と同法に対する無関心に求めることができるだろう。しかし、政府機関による法執行努力の強化とIPR利害関係者側の注意によって、国内の著作権侵害率を引き下げていかなければならない。

事例41：商標権侵害と不公正競争に関する行政事件（行政事件）

事件の性質： 商標権侵害と不公正競争に関する行政事件

管轄政府機関： 商工業省法務局

事件の概略：

- ・ 訴状の写しは入手可能な公判記録に含まれていなかった。
- ・ 1999年10月13日、法務局に和解合意書が提出された。
- ・ 棄却命令の日付は1999年10月19日である。

当事者間の関係：

ボシュロムは、アメリカの法律に基づいて設立され存続する企業であり、サングラスや関連アクセサリーに使用されるロゴ／マークで知られる商標「レイバン」の登録所有者である。

被告アメリア・アラヤは、アラヤ・オプティカルの名称・商号で事業を行い、フィリピンの法律に基づく個人事業主である。この店はマカティシティーのグアダループ商業ビルにあり、偽造「レイバン」サングラスの販売に従事していると言われる。

背景：

1995年3月3日、市場調査員が被告の店舗の査察を実施した。この調査の過程で調査員は、偽造「レイバン」サングラス30個が陳列され、1個800ペソで売られていることを確認した。調査員は偽「レイバン」サングラスの一つを購入することができた。

事件の展開／当事者が講じた措置：

この査察結果を報告した市場調査員の宣誓供述書に基づき、上述の行為に関して被告に対する訴状が商工業省に提出された。この訴状の写しは、入手可能な公判記録に含まれていなかった。

非公式の調停会議には原告だけが出席した。原告は、考えられる和解の条件として下記の事項を示した。しかし、被告が所在不明で出席しなかったため、調停会議は終了した。したがって、この事件は公式調査のため法務局長に委任された。

その後、被告はケソンシティーのニューファーマーズ・プラザにあるメガネ店にいたことが突き止められたようである。一方、グアダループ商業ビルにある被告

のメガネ店は閉店し、ニューファーマーズ・プラザ・ビルにある被告の店では、もはや偽レイバン・サングラスを販売していないことが確認された。当初、調査は被告のグアダループ店だけを対象としていたが、その後もう一つの店も対象に加えられたようである（この点については明白に記録されていない）。

公式調査の際、被告は対抗措置として（当初の提示条件は公表されなかった）、偽造品と言われるサングラス1個につき250ペソの補償的損害賠償金の支払いを要求した。結局、両当事者は1999年10月13日に和解合意書に署名し、調停段階で原告が最初に要求した諸条件を採択した。原告が告訴を取り下げることと引き替えに、被告は（1）偽造レイバン・サングラスであると申し立てられた製品を引き渡し、（2）偽造レイバン・サングラス1個につき500ペソの補償的損害賠償金を支払い、（3）偽造レイバン・サングラスの販売・配給・製造を停止し、（4）和解合意に違反した場合には予定の損害賠償額を支払うことに同意した。

事件の結果：

この和解合意に基づき、法務局は1999年10月19日付の命令で本件を棄却した。

論評：

入手可能な公判記録によれば、法務局の手続きにおいて明白な不法行為はなかった。

事例４２：商標権侵害と不公正競争の両方またはいずれか一方に関する行政訴訟（行政事件）

事件の性質：商標権侵害と不公正競争の両方またはいずれか一方に関する行政訴訟

管轄政府機関：商工業省法務局

事件の概略：

- 1999年2月3日、訴状が提出される。
- 1999年2月16日および同年5月25日に調停会議が設定される。
- 1999年7月19日、同年8月11日の聴聞会への出席を求める召喚状が発行される。
- 1999年9月17日、棄却を求める合同申立書が法務局に提出される。
- 棄却命令書の日付は1999年10月19日である。

当事者間の関係：

アメリカン・セキュリティ・システムズ・インターナショナル（「ASSI」）が代理を務めるグッチ・グッチ株式会社は、イタリアの法律に基づいて設立され、存続する企業である。グッチは、各種製品に使用される商標「グッチ」と意匠「GG」の所有者・作成者である。

ストールB-36は、各種製品の小売りに従事する営利目的の事業所である。

背景：

1998年12月、市場調査員が被告の店舗を査察し、その過程で「グッチ」の商標をあしらった複数の偽造婦人腕時計が売り出されていることを確認した。1999年1月4日、ASSIは被告に停止命令書を送付し、偽造グッチ商標のついた製品の販売を停止するよう求めた。

しかしながら、1999年1月27日の立ち入り検査の際、ASSI市場調査員はストールB-36が依然として偽グッチの婦人腕時計を販売していることを発見した。サンプルを購入して詳しく調べた結果、同店で購入した製品が偽物であることが確認された。

事件の展開／当事者が講じた措置：

ASSI市場調査員が作成した宣誓供述書に基づき、商標権侵害と不公正競争の両方またはいずれか一方に関して、被告に対する訴状が法務省に提出された。原告

は、被告が原告の偽造商標をあしらった偽「グッチ」婦人腕時計等の製品の販売を停止することを嘆願した。また原告は、その行為に対して被告に罰金を科し、損害賠償金と弁護士費用を支払わせることも嘆願した。

非公式の調停会議は不調に終わった。したがって、この事件は公式調査のために法務局長に委ねられた。

事件の結果：

法務局は、1999年9月17日に両当事者が提出した合同棄却申立書に基づき、同年9月22日付の命令で本件を棄却した。

合同棄却申立書には被告が署名した同意書が添付され、特に以下の事項が明記されていた。

- 被告は、グッチのブランド、商標、ロゴ、意匠およびデザインに対する原告の権利を認める。
- 被告は、偽造製品の販売を停止することに同意する。
- 被告の店では、1999年1月から同年9月まで偽造グッチ製品が販売されていた。
- 被告は、本同意書に署名した日から12カ月間にわたって、自らの店で引き続き検査を実施することに同意する。
- さらに違反が確認されれば、被告は1万ペソの懲罰的損害賠償金を支払う。

見解：

入手可能な公判記録によれば、法務局の手続きにおいて明白な不法行為はなかった。

事例43：商標権侵害に基づく税関の押収・没収手続き

事件の性質： 商標権侵害に基づく税関の押収・没収手続き

管轄政府機関： 関税局

事件の概略：

- 1999年3月23日、訴状が提出される。
- 1999年3月29日、押収・拘留令状が発行される。
- 1999年5月4日、地区関税徴収官が決定を下す。

当事者間の関係：

私人原告モトローラ社は、米国デラウェア州の法律に基づいて正当に設立され、存続する企業である。モトローラはフィリピンでは事業活動を行っておらず、自社の商標権の侵害を理由に訴訟を起こしている。この私人原告は、アメリカ、フィリピン双方が調印している工業所有権の保護に関するパリ条約による保護を求めている。

原告DBKマニュファクチャリング社は国内企業と見られ、本社所在地はメトロマニラのマリキナである。

背景：

申し立てによれば、原告は1999年2月某日に、「モトローラ」の商標とMの意匠をあしらった改装後の中古携帯電話が同年初めにフィリピンに入荷されたことを知った。積み荷の購入者・発注者は、DBKマニュファクチャリングであることが明らかになった。さらに原告は、1999年3月17日にモトローラを代表する専門家が関税局に当該積み荷の検査を求めたと述べた。その結果、積み荷に含まれる商標「モトローラ」と意匠Mのついた携帯電話すべてが偽造品であり、外装が原告またはそのライセンシーの製品ではないことが確認された。

事件の展開／当事者が講じた措置：

1999年3月23日に訴状が提出され、この積み荷の輸入はR.A.第8293号とフィリピン関税法（「TCCP」）で禁止されていると申し立てられた。R.A.第8293号第166節は、次のように適切に規定している。

「国内の製品、製造業者または取扱業者の名称を複写または模倣し、この法律の規定に従って登録された商標を複写または模倣し、もしくは実際に製造

された国または地域以外の外国または地域で製造された製品であると一般大衆が信じるよう仕向けることを目的とする商標・商号付きの物品または輸入品は、フィリピンの税関での通関を認められない」

同様にTCCPも、第101節で「管轄当局が公布した法律または規則・規定で輸入を禁じられるその他すべての物品およびその部品」のフィリピンへの輸入を禁止している。原告は、この輸入はR.A.第8293号第166節の明白な規定によって禁止されており、TCCPに基づいて関税局による押収・拘留の対象になると主張している。

記録によれば、原告側弁護士と政府の検察官の両方が出席して開かれた聴聞会で、原告は証拠を提出する権利を放棄した。その代わり原告は、当該製品を引き取る原告の権利を支持する判決を地区徴収官が下すであろうと予想して、提出された文書に基づいて事件を裁定することに同意した。

事件の結果：

1999年5月4日の判決で、地区徴収官は原告を支持する裁定を下し、訴状の対象となる積み荷を政府が没収することを命令した。さらに、積み荷を破棄・廃棄して商業市場に出回るのを防止し、当該製品の低劣な品質のために消費者と原告に損害を与えないようにすることが命じられた。

地区徴収官は裁定の根拠として、当該積み荷はR.A.第8293号第166節とTCCP第2530節1（3）～（5）に基づいて没収できるとの所見を示した。TCCPの1（3）～（5）節は以下のとおり規定している。

「以下の条件に該当する車両、船舶または航空機、貨物、製品等の物品は、没収の対象になるものとする。

1. 輸入または輸出を目的とする製品

- (3) 当該製品の輸入に関して、所有者、輸入業者、輸出業者または受託者が虚偽の申告書または宣誓供述書を作成した場合
- (4) 所有者、輸入業者、輸出業者または受託者が虚偽の送り状またはその他の文書を作成した場合
- (5) 当該製品が、法律に反するその他の慣行または手段により、政府に損害を与える方法で通関した場合

地区徴収官は、当該輸入が禁止されており、当該製品が没収の対象となることを

理由に、積み荷の引き取りを求める原告の嘆願を棄却した。

論評：

入手可能な公判記録によれば、関税局の手続きにおいて明白な不法行為はなかった。

事例44：著作権侵害に基づく税関の押収・没収手続き

事件の性質： 著作権侵害に基づく税関の押収・没収手続き

管轄政府機関： 関税局II-A管轄区

事件の概略：

- 訴状の日付は1999年7月7日および12日である。
- 1999年7月22日、押収・拘留令状第99-160～163号が発行される。
- 1999年9月28日、地区関税徴収官が決定を下す。

当事者間の関係：

私人原告は、ダニロ・オリヴァレス会長を代表者とするフィリピン・レコード産業協会（「PARI」）である。PARIの任務には、知的所有権法に違反して海賊版のカセットテープを複製・処分・販売している疑いのある事業所の監視が含まれる。

権利請求者は、メトロマニラ各地にある事業所である。

背景：

PARIは1999年7月7日および12日付の訴状で、マニラで輸入品の海賊版音楽コンパクトディスクを配給する当事者らに対して適切な措置を講じるために関税局の援助を求めた。海賊版を取り扱っている疑いのある事業所のリストには、権利請求者であるプロダクト・コレクション・ジェネラル・マーチャンダイズ、MJJギフトショップ、ハードレス・コレクション、デパートメント・ストアが含まれていた。

事件の展開／当事者が講じた措置：

訴状に基づき、関税局が個別に発行した押収・拘留令状の権限により、各種の密輸海賊版音楽コンパクトディスクを取り扱う複数の事業所に対して押収手続きが実施された。押収品は地区関税徴収官に引き渡され、さらに手続きが進められた。

これら各事件の争点・問題点は共通していたため、1999年8月17日に合同で聴聞会が設定された。聴聞会の予定日時に当事者は1人も出席せず、問題の製品に対する権利を主張しなかったため、地区徴収官は権利請求者らの欠席を宣言した。

事件の結果：

問題の製品に対する侵害を否定する証拠が提出されなかったことを踏まえて、地

区徴収官は、当該製品を政府が没収し、法に定められる方法で処分すべきであると宣言した。

論評：

入手可能な公判記録によれば、関税局の手続きにおいて明白な不法行為はなかった。

事例45：税関の押収・没収手続き

事件の性質： 税関の押収・没収手続き

管轄政府機関： 関税局

事件の概略：

- 1999年4月22日、押収・拘留令状が発行される。
- 聴聞会が1999年5月20日に設定される。
- 1999年5月4日、地区関税徴収官が決定を下す。

当事者間の関係：

原告はフィリピン共和国である。

権利請求者ハンズ・オン・コンピュータは、マニラ市マラテにある事業所である。

背景：

1999年4月24日、税関職員が権利請求者の事業所から各種タイトルのコンパクトディスク37枚を押収した。その後、押収品は本件に関する決定が下されるまで保管するため、認可・自動車局に引き渡された。

事件の展開／当事者が講じた措置：

本件は1999年5月20日に聴聞会が設定された。聴聞会通知書の写しは、1999年5月15日付の書留郵便で権利請求者の経営者に送付された。しかしながら、権利請求者は聴聞会に出席せず、欠席を宣言された。したがって本件は、記録された文書に基づいて決定を受けるために提出されたものとみなされた。

事件の結果：

地区徴収官は1999年9月14日付の決定で、反証がないため押収品は政府が没収し、法律の定める方法で処分すべきであるとの裁定を下した。

具体的に言えば、地区徴収官は裁定の根拠として、当該積み荷は以下のとおり規定するTCCP第2530節1（3）～（5）に基づいて没収できるとの所見を示した。

「以下の条件に該当する車両、船舶または航空機、貨物、製品等の物品は、没収の対象になるものとする。

1. 輸入または輸出を目的とする製品

(3) 当該製品の輸入に関して、所有者、輸入業者、輸出業者または受託者が虚偽の申告書または宣誓供述書を作成した場合

(4) 所有者、輸入業者、輸出業者または受託者が虚偽の送り状またはその他の文書を作成した場合

(5) 当該製品が、法律に反するその他の慣行または手段により、政府に損害を与える方法で通関した場合」

第2530節 (f) は没収の対象として、「その輸入または輸出が法律に違反して実行されたか試みられた製品、輸入または輸出を禁止される製品、そのような製品を輸入または輸出する手段として利用されていた、されている、またはされるようになったと徴収官がみなすその他すべての製品」を挙げている。

論評：

入手可能な公判記録によれば、関税局の手続きにおいて明白な不法行為はなかった。

事例46：税関の押収・没収手続き

事件の性質： 税関の押収・没収手続き

管轄政府機関： 関税局

事件の概略：

- 1999年4月22日、押収・拘留令状が発行される。
- 1999年5月14日、同年5月24日付の聴聞会通知書が発行される。
- 1999年9月16日、同年9月14日付の決定通知書が発行される。

当事者間の関係：

原告はフィリピン共和国である。

権利請求者はマニラ市レクト通りにある事業所「R&Rコンパックス・ショップ」である。

背景：

記録によれば、1999年3月6日に税関職員が権利請求者の店から、海賊版の密輸品と言われる各種タイトルのコンパクトディスク558枚を押収した。押収品は本件に関する決定が下されるまで保管するため、認可・自動車局に引き渡された。

事件の展開／当事者が講じた措置：

本件は1999年5月24日に聴聞会が設定された。聴聞会通知書の写しは、1999年5月15日付の書留郵便で権利請求者の経営者に送付された。権利請求者は聴聞会に出席せず、欠席を宣言された。したがって本件は、記録された文書に基づいて決定を受けるために提出されたものとみなされた。

事件の結果：

地区徴収官は、反証がないため押収品は政府が没収し、法律の定める方法で処分すべきであると宣言した。地区徴収官は裁定の根拠として、当該積み荷はTCCP第2530節1(3)～(5)に基づいて没収できるとの所見を示した。TCCPのこの規定は、本報告書の事例1で引用したとおりである。

論評：

入手可能な公判記録によれば関税局の手続きにおいて明白な不法行為はなかった。

事例47：税関の押収・没収手続き

事件の性質： 税関の押収・没収手続き

管轄政府機関： 関税局

事件の概略：

- 1999年5月12日、同年5月19日付の聴聞会通知書が発行される。
- 1999年9月22日、同年9月21日付の決定通知書が発行される。

当事者間の関係：

原告はフィリピン共和国である。

権利請求者はカロオカン市のエバー・ゴテスコ・センターモールにある事業所「クッキーズ・キティーズ&CD's」である。

背景：

記録によれば、1999年3月6日に税関職員が権利請求者の事業所から、海賊版の密輸品と言われるコンパクトディスク231枚を押収した。押収品は本件に関する決定が下されるまで保管するため、認可・自動車局に引き渡された。

事件の展開／当事者が講じた措置：

本件は1999年5月24日に聴聞会が設定された。聴聞会通知書の写しは、1999年5月15日付の書留郵便で権利請求者の経営者に送付された。権利請求者本人もその代理人も聴聞会に出席せず、欠席を宣言された。したがって本件は、記録された文書に基づいて決定を受けるために提出されたものとみなされた。

事件の結果：

地区徴収官は、反証がないため押収品は政府が没収し、法律の定める方法で処分すべきであると宣言した。地区徴収官は裁定の根拠として、当該積み荷はTCCP第2530節1(3)～(5)に基づいて没収できるとの所見を示した。TCCPのこの規定は、本書前述の事例で引用したとおりである。

論評：

入手可能な公判記録によれば、関税局の手続きにおいて明白な不法行為はなかった。

事例48：税関の押収・没収手続き

事件の性質： 税関の押収・没収手続き

管轄政府機関： 関税局

事件の概略：

- 押収令状の日付は1999年4月22日である。
- 1999年5月14日、同年5月24日付の聴聞会通知書が発行される。
- 1999年9月28日、同年9月16日付の決定通知書が発行される。

当事者間の関係：

原告はフィリピン共和国である。

権利請求者はマニラ市レクトのエバー・ゴテスコ・シネマにある事業所「トレーディング・コーポレーション」である。

背景：

記録によれば、1999年3月6日に税関職員が権利請求者の事業所から、海賊版の密輸品と言われる各種タイトルのコンパクトディスク428枚を押収した。その後、押収品は本件に関する決定が下されるまで保管するため、認可・自動車局に引き渡された。

事件の展開／当事者が講じた措置：

本件は1999年5月24日に聴聞会が設定された。聴聞会通知書の写しは、1999年5月15日付の書留郵便で権利請求者の経営者に送付された。権利請求者本人もその代理人も聴聞会に出席せず、欠席を宣言された。したがって本件は、記録された文書に基づいて決定を受けるために提出されたものとみなされた。

事件の結果：

地区徴収官は、反証がないため押収品は政府が没収し、法律の定める方法で処分すべきであると宣言した。地区徴収官は裁定の根拠として、当該積み荷はTCCP第2530節1(3)～(5)に基づいて没収できるとの所見を示した。TCCPのこの規定は、本報告書の事例1で引用したとおりである。

論評：

入手可能な公判記録によれば、関税局の手続きにおいて明白な不法行為はなかった。

事例49：著作権侵害／暫定的差止命令書の発行を求める請求趣旨申し立てによる損害賠償（民事事件）

事件の性質：著作権侵害／暫定的差止命令書の発行を求める請求趣旨申し立てによる損害賠償

管轄裁判所：ケソンシティー地方裁判所（指定なし）

事件の概略：

1999年11月10日、訴状が提出される。

当事者間の関係：

原告A社は、フィリピンの法律に基づいて設立され、存続する国内企業である。同社は人気テレビ・ゲームショー「X」の制作・放送を手がけている。原告B氏は、法定年齢に達したフィリピン人で、A社の社長である。

被告C社は、フィリピンの法律に基づいて正式に設立され、存続する国内企業である。被告D氏は、法定年齢に達したフィリピン市民で、C社の社長兼最高執行責任者である。被告E氏は、法定年齢に達したフィリピン人で、C社の番組「Y」のエグゼクティブ・プロデューサーである。被告F社は、フィリピンの法律に基づいて正式に設立され、存続する企業である。

背景：

訴状によれば、原告B氏はゲームショー「X」の著作権所有者である。このゲームショーは、1960年代に原告B氏の司会で初めてテレビ放送された。同ゲームショーの形式は、金額を明らかにしたうえで、どのカートンに現金が入っているかをショーの出演者に当てさせるといったものだった。この番組は1962年から1966年まで約4年間にわたって放送された。また訴状によれば、原告B氏は1977年8月18日から当該ゲームショーの著作権を所有している。さらに訴状の主張では、原告A社は原告B氏をメイン司会者・共同制作者として当該ゲームショーを共同制作し、放送した。

原告らは、当該ゲームショーはアジアで最も息の長いゲームショーであり、1987年から1998年まで人気とスポンサーシップを維持しており、番組制作による収入・内部留保も増えていると主張している。しかしながら訴状によれば、被告らは1998年に、被告F社をメイン・スポンサーとしてテレビ番組「Y」の中で「Z」

と題するゲームショー・コーナーを制作・放送した。原告らの主張では、このショーの基本的コンセプトと形式は「X」のそれとまったく同じであり、金額を明らかにしたうえで、どの（カートンやボックスの代わりに）バッグに現金が入っているかを出演者に選ばせるというものである。訴状によれば、この新しいショーは基本的コンセプトだけでなく演出方法でも原告らのショーをまねている。

事件の展開／当事者が講じた措置：

1999年1月28日、原告らは「Y」のエグゼクティブ・プロデューサーと被告C社に文書を送付し、被告らに侵害の事実を正式に伝えたとともに、このショーの当該ゲームショー・コーナーの打ち切りを要求した。原告らの主張によれば、この文書に対する回答はなく、要求は無視された。そこで、C社の社長兼最高執行責任者宛に2度目の文書を送った。C社は1999年2月11日付の書簡で、問題のゲームショー・コーナーの打ち切りに関する原告側の要求を拒否した。最終的に、被告側弁護士が正式な要求書を送付した。

1999年11月10日、原告らは被告らに対する訴状を提出し、損害賠償ならびに被告らによる行為の続行を制止する暫定的差止命令を求めた。

事件の結果：

本件に関して、裁判所はまだ判決を下していない。

論評：

著作権保護は、「アイデアや手続き、運営方法、コンセプトまたは単なるデータそれ自体は保護の対象にならない」という基本原則に基づいている。言い換えれば、著作権で保護されるのはアイデアの表現であり、アイデアそのものではない。最高裁判所は「類似性とは、ゲームショー形式の複製に関するものをいう」とする最近の判決（ジョアクション対ドゥリロン [G.R.第108946号、1999年1月28日]）で、この原則を支持した。最高裁によれば、類似テレビ・ゲームショー形式の利用は著作権保護の対象にならない。したがって本件の原告らにとって非常に重要なのは、被告らのショーが原告らのゲームショー形式に酷似しており、オリジナルのゲームショーを活気づけるアイデアの表現の実質的な複製に当たるということを立証することだろう。

事例50：暫定的な作為的差止命令、72時間の一方的緊急差止命令および損害賠償を求める請求趣旨申し立てによる差止命令の請願

事件の性質：暫定的な作為的差止命令、72時間の一方的緊急差止命令および損害賠償を求める請求趣旨申し立てによる差止命令の請願

管轄裁判所： ケソンシティ地方裁判所（指定なし）

事件の概略：

1999年11月8日、請願書が提出される。

当事者間の関係：

請願者A社は、フィリピンの法律に基づいて設立され、存続する企業である。同社はビデオソフト、レーザーディスク、VHSテープ、VCD、DVD、オーディオカセット、その他の関連製品の販売・小売業に従事する目的で、証券取引委員会と商工業省に登録されている。A社は、事業を実施するために「独自の統一的販売方法と配給戦略」を考案したと主張している。

被告B社は、フィリピンの法律に基づいて設立され、存続する企業である。同社はあらゆる種類の商品の購入・販売・配給・マーケティングに従事している。

背景：

訴状によれば、請願者は1999年10月に、被告がケソンシティー地域にビデオ店を開く計画を立てていることを同店のチラシや加入申込書のサンプルで知った。伝えられるところによれば、請願者は被告が1999年11月12日に事業を公式に開始する予定であることを確認した。請願者は、被告が会社のロゴにA社の「A」という名称を使用していることに気づいた。また請願者は、被告が広告や印刷物でもA社の名称を表示していることを確認した。

事件の展開／当事者が講じた措置：

1999年11月8日、請願者は差止命令を請願し、請求趣旨申し立ての中で暫定的な作為的差止命令、72時間の一方的緊急差止命令および損害賠償を求めた。

事件の結果：

裁判所は、本件に関してまだ判決を下していない。

論評：

請願者は、証券取引委員会と商工業省に登録していることを理由に「A」という名称に対する権利を主張している。商工業省に会社の営業名を登録することは義務づけられているわけではない。しかしながら、登録しておけばパートナーシップや個人事業主による当該営業名の流用を回避できるため、登録するのが一般的である。一方、社名は設立時に証券取引委員会に登録される。

営業名に関する法律は、以下のいずれかの場合に、会社の活動との関連で使用または署名する名称（個人、企業またはパートナーシップの実名を除く）を営業名として登録することを義務づけている。

- a. 事業税領収書などの手書きまたは印刷された領収書
- b. 契約や事業取引の証拠となる手書きまたは印刷された書類
- c. 事業所において、よく見えるように展示され、社名または営業名を明示する標識または看板

請願者が当該名称を商号または商標として商工業省知的所有権局に登録していないことに注意されたい。しかしながら商号や営業名は、R.A.第8293号第165.2節で以下のとおりある程度は保護されている。

- (a) 法律または規則で商号の登録が義務づけられているかどうかにかかわらず、たとえ登録前であっても、当該名称は第三者による不法行為から保護されるものとする。
- (b) 特に、第三者が後に当該商号を商号、商標、団体マークとして利用するか、類似の商号または商標を利用し、一般大衆を誤解させる可能性がある場合は、そのような利用は違法とみなすものとする。

R.A.第8293号は、権利を侵害された当事者が利用できる救済として損害賠償と差止命令を定めている。